

11月27日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。
(午前9時00分開議)

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を行います。
18名の議員より通告がありました。本日は5名の一般質問を行います。順次発言を許します。
まず、17番、和田里志議員の発言を許します。

○17番（和田里志君） 登壇

おはようございます。今回もトップバッターで質問の許可をいただきました。池島町の和田里志でございます。年末の何かとお忙しいところ、わざわざ議会傍聴に足をお運びいただきました皆様方に厚く御礼を申し上げます。

さて、安倍総理が掲げてきた経済政策アベノミクス、消費税再増税の先送りと経済政策を前に進めるのか、やめてしまうのか、その信を問う選挙と位置づけ、衆議院が解散されました。なぜ今解散なのか、国民そっちのけ、大義のない解散であるとか想定のない解散であるなど、さまざまな意見があるのも事実です。国の借金は危機的状況にあり、少子高齢化はとまらず、社会保障費は膨らみ続けています。

消費税増税の先送り、その場の受けはいいかもしれませんが、要するに次の世代へその負担をつけ回しているにすぎません。しかし、解散された以上、私たちは、この降って湧いたような解散総選挙を政治に物の言える絶好の機会であると捉え、厳しい現実から目をそらし、かみ合わない議論で批判の応酬をしたり、ともすれば人気取りを競うような選挙戦に惑わされることなく、どの党が日本の将来を考えているのかしっかり見きわめる必要があります。地方議会の一員として、これからもどのような政策が展開されていくのか、どのような影響が出てくるのか、常に国、県の動向を注視しながら本市の取るべき施策、自分の考えを訴えてまいります。

それでは、通告しました質問に入らせていただきます。

質問事項1、（通称）イオンタウンと行政の関わりについて。

中心市街地活性化の核となるまちづくり、イオンタウンの建設計画については、当初計画より大幅に遅れ、これまでも多くの同僚議員が質問してまいりましたが、市民に十分な説明がなされないまま、いまだ工事着工すら行われておりません。そこで、以下について詳細に問います。

- 1、イオンタウンの建設計画の現状と開業予定は怎么样了なっているか。
- 2、行政としてイオンタウンに要望していること、逆に、要請されていることはどのようなことか。また、それらはどのように生かされているか。
- 3、これまでにイオンタウンと交わしている具体的契約や覚書の内容はどのようなものか。
- 4、開業までに行う予定とした始良市内の住民、商工業者への説明会の開催は怎么样了なっているか。

質問事項2、校区コミュニティ協議会の構築状況について。

市民が主体となった地域づくりを促進するため、混在する地域組織を小学校区ごとに独自性を持つ

た校区コミュニティ協議会の構築を推進し、市もあらゆる支援策の検討と、設立・運営に関して支援体制を整備するとしたが、その状況について伺います。

- 1、これまでの各地区の現状はどのようになっているか。
- 2、各地区の校区コミュニティ協議会設立準備は順調にしているか。
- 3、拠点の整備や支援員の配置、補助金の制定など、平成27年度より一斉に設立、スタートできるのか。
- 4、校区コミュニティ協議会の運営補助金の算定はどのように行うか。
- 5、26年度から始まった自治会活動費交付金や資源物収集に伴う還元金、行政事務委託料との関連はどのようになるのか。

質問事項3、都市計画マスタープランと用途地域の見直しについて。

近年の経済社会の動向や都市計画を取り巻く状況は大きく変化しており、これらの変化に対応して将来の都市づくりを進めていくための方向性を明らかにする始良市都市計画マスタープランが、昨年3月策定されました。

そこで、都市計画で定めることのできる地域地区の最も基本となる用途地域、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積率等により規制する12種類の制度の見直しについて、その時期と考え方を伺います。

以下は、一般質問席より行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今回は、18人の方から一般質問をいただきました。順次答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、和田議員の1問目の（通称）イオンタウンと行政の関わりについての1点目のご質問にお答えいたします。

イオンタウンの進捗状況については、先の第3回定例会における鈴木議員と森川議員の一般質問に対する答弁、また、今月14日に開かれた全員協議会において報告しましたとおり、7月24日に受理された開発行為の許可申請に対し、9月18日に開発許可書が県知事から交付されました。これに基づき工事に着工されることとなりますが、震災復興事業や東京オリンピック開催など国内の建設事情等により、建設業者の選定に時間を要したとのことでありましたが、施行業者が決定されたとお聞きしておりますので、近く公表されるものと考えております。

開業については、平成27年中を予定されておりますので、今後ともできる限り早期に開業ができますよう連携を図っていきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

市におきましては、イオンタウンに対し、本年3月に締結した地域貢献協定の遵守、店舗内への映画館などのアミューズメント施設の設置、また市民サービスの更なる向上を図るため、市民窓口、子育て支援センター、コミュニティFM局の設置協力等を要請しているところであります。

イオンタウンからは、各種法令に基づく申請や届け出などに対する指導・助言などの要請があり、県や公安委員会などとの事前協議の際には、担当職員を同行させるなど、側面から支援しているところであります。また、これら双方の要望等については、相互の理解に基づき、いわゆる行政サービスコーナー設置に向けた協議が進展を見ているところであり、開発行為の許可申請についても事前協議

に時間を要しましたが、申請から2か月弱と標準的な期間で許可書の交付が受けられたと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

本市がイオンタウンと交わしている具体的契約や覚書は、本年第1回定例会で行政報告しましたとおり、3月17日に締結した地域貢献協定書であります。当該協定は平成24年4月1日に施行した「始良市大規模小売店舗設置者に求める地域貢献に関する指針」に基づき締結したものであり、大規模小売店舗の設置者が地域社会の一員としての役割を十分認識し、地域との共存を図ることにより、活力ある地域経済及び地域社会の実現に寄与していただくことを目的としたものであります。

具体的内容については、本市のまちづくりへの協力、地域との連携、防犯・防災対策、地元製品の販売促進への協力など10項目を盛り込んだものであります。また、下深田用地は始良市土地開発公社の所有でありますので、土地開発公社が締結している覚書等は、昨年1月30日に締結した事業用定期借地権設定契約に係る覚書、また同年3月29日に締結した事業用定期借地権設定契約公正証書であります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

市民及び商工業者に対する説明会の開催については、大規模小売店舗立地法第7条第1項において届出をした日から2か月以内に店舗の所在する市町村内において、店舗の名称、面積、新設する日、施設の配置や運営方法など、届出事項の内容を周知するための説明会を開催することと規定されております。

また、県においては、届出があったときは速やかに公告しなければならない旨が、同法第5条第3項に規定されており、この公告の日から4か月間届出の内容等を縦覧に供さなければなりませんので、閲覧することで内容の確認ができるものと考えております。

したがって、現在のところこの届出が出されていない状況ではありますが、法に基づき相応の時期に開催されるものと考えております。

次に、2問目の校区コミュニティ協議会の構築状況についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市の地域コミュニティ組織は、これまでの歴史や地域性などによりさまざまな組織が混在しております。地域コミュニティ組織としては、いずれも自治会組織が基本となっており、加治木地区は校区公民館制度、蒲生地区は地区公民館制度、始良地区は公民館制度ではなく、目的に応じて小学校区を単位とした組織が形成され現在まで活動が行われております。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市においては17の小学校区があり、そのうち14校区におきまして設立準備委員会が設置され、それぞれ平成27年度内のスタートを目指して協議が進められております。また、残りの3校区のうち2校区については、近日中に設立準備委員会を設置するために、独自の先進地研修や委員選定などの協議が進められていると聞いております。残り1校区については、地区ごとに協議し、それを持ち寄り寄った後に方向性を出されると聞いております。

いずれにしても、細かいすり合わせはこれからであり、校区により進み具合は若干異なりますが、おおむね順調に進んでいるところであります。そして、拠点となる事務所の整備や補助金制度など、来年4月から一斉にスタートすることは困難な状況ではありますが、平成27年度中に全ての校区でスタートできるよう準備を進めているところであります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

運営補助金については、これまで各地区でそれぞれに交付されていた同じような補助金を始良市として一本化し、これまでの歴史的経緯を引き継ぎながら、各校区が独自の判断で利用できる補助金の制度設計を検討しております。現段階においては、均等割と世帯割に事務加算金を加えたものを運営補助金として交付することを考えております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

現在進めているコミュニティ協議会については、問題解決や地域づくりを校区単位で進めるものであり、協議会を支える自治会活動や行政事務委託については協議会活動とは別のものとなるため、自治会活動交付金及び行政事務委託料については、今回の補助金とは関連するものではありません。

次に、3問目の都市計画マスタープランと用途地域の見直しについてのご質問にお答えいたします。

用途地域は、建築物の用途、形態、建ぺい率、容積率、高さなどに制限を加えることにより、都市機能の維持増進、居住環境の保護、商工業の利便性の促進などを図り、多岐にわたる用途の建築物の混在を防ぎ、地域に応じた良好な都市環境を形成することを目的としております。本市の用途地域については、始良都市計画区域と加治木都市計画区域に9種類の用途地域がそれぞれに指定されております。

見直しの時期については、今年度から3か年をかけて用途地域の見直し作業を行い、平成28年度末に変更の手続きを終えて都市計画決定をしたいと考えております。

見直しの考え方については、始良市都市計画マスタープランで示した将来都市構造と土地利用の方針を基本として見直しを行うこととしております。

なお、始良都市計画区域は平成8年以降、加治木都市計画区域は平成7年以降用途地域の見直しを行っていないことから、用途地域と現状の土地利用が大きく乖離している状況もあるため、住民説明会などにより意見集約をしながら見直しの手続きを行いたいと考えております。

また今後、社会生活の変化を見据え、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりへの転換を図るべく、幹線道路沿線の用途地域の緩和、住宅地と商業地をバランスよく配置するための用途地域の複合化、用途指定なし地区の規制のあり方など土地利用について全体的な検討を行い、農業振興地域との調整を図りながら見直しを行う予定であります。

以上で答弁を終わります。

○17番（和田里志君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、イオンタウンと行政のかかわりについてですが、9月に開発許可がおりたということをお聞きしました。今回こそ具体的な建設計画が聞かれるものと期待しておりましたが、どうにももどかしい答弁ばかりで、さらにまた、イオンに関するさまざまうわさ、憶測まで飛び交っている現状であります。景気が悪いからもうイオンはできないのではないかと、とりあえず土地を押さえておいてスマートインターチェンジができてからオープンする、それがイオンのやり方である、間違いなくまだ延びるなど、議員の間でもまことしやかに発言している人もいます。相手のあることですから、こちらの思惑通りにはいかないのは理解しますし、今回は建設計画の時期の遅れやその規模等についてはなく、行政とのかかわりについて通告してありますので、さらに聞いていきます。

その前に、新聞報道等によりますと、常に、「始良市はイオンタウンと何々した」とか「イオンタウンの計画では、県道をまたいで歩道橋でつなぐ」と、こういった報道がよくなされます。実際には答弁書にも若干触れてありますが、土地の所有者は始良市土地開発公社、そしてまた現在のサティの

あるところイオンは、イオン九州の所有となっているのではないかと思います。そこで、この始良市と始良市土地開発公社の関係、イオンとイオンタウンとイオン九州の関係について非常にわかりづらい。一般的に市民感覚で考えると、法律上の組織の違いは別として同じ一体と考えていいと思うんですが、そしてまたそれぞれの共通認識は図られていると思いますが、その前提で質問していきますが、よろしいですか。

○市長（笹山義弘君） おっしゃる意味が少しわかりかねるんですが、それぞれ組織は違いますけれども、この工事着手、施行、完成後等々について共通認識の下に進められているというふうに認識しております。

○17番（和田里志君） あんまり難しいことを言おうとは思ってませんので、市民感覚で、まず、時系列的にこれまでの経緯について聞いてまいります。

始良市とイオンが、こういう言い方をすると本当は土地開発公社なんですが、土地の賃貸借契約を結んだのはいつで、その内容についてお知らせください。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

ただいまございましたとおり、実際の契約の相手方は始良市土地開発公社でございますので、聞き及んでいる内容でお答えしたいと思います。まず、土地の業務用の定期借地権の設定に伴いまして、その覚書を平成25年1月30日に締結しております。これにつきましては、借地借家法によりまして、第23条第2項でございますが、公正証書によって行うものということが規定されておりますので、それに基づいて行われたのが、同年平成25年の3月29日でございます。

○17番（和田里志君） 内容について少し教えてください。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） 失礼をいたしました。

内容につきましては、定期借地権の設定でございますので、その借地の期間を平成25年の4月1日から平成55年の3月30日までの期間で、これに対する保証金といたしまして1億円をイオン側が土地開発公社へ納入するという、それと一番大切なことでございますが、その賃料につきましては、3.3m²当たり450円、ただし、いわゆる建築基準法に基づく完了検査が整うまで、済むまではその25%を納入するということでございます。これは月額でございます。

以上でございます。

○17番（和田里志君） 契約した土地の面積は幾らですか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

面積につきましては、3万2,860.11m²、約9,940坪ということでございます。

○17番（和田里志君） 今お聞きしましたとおり、25年の4月1日から、昨年の4月1日から55年の3月30日までの期間ということで定期借地権の契約を結んでいると、月額450円、ただし、建築基

準法の完了検査が済むまではその4分の1、25%を行うと、ということはざっと今計算しますと、月に約111万、既に去年の4月1日からもらっているということになるかと思うんですが、これ年間にしますと1,341万、正式にオープンしますと月に447万、開業後は年間5,367万約入ってくることになるんじゃないかと思えます。

そこでお尋ねしますが、契約期間がこれでいくと約30年、報道等では30年ということで報道されていますが、平成20年の1月1日、「改正借地借家法」が施行されました。事業用借地権の存続期間の上限がそれまでの「10年以上20年以下」から「10年以上50年未満」に引き上げられました。すなわち30年未満の契約と30年以上50年未満の契約では借地権の問題で大きな違いがあると思っております。通常の定期借地権は、契約期間が終了すれば借地権が消滅する特別な借地権でありまして、借地人は原則建物を撤去し、更地にして返還しなければならない。ところが、30年以上50年未満の期間については、同じ期間で普通借地権が設定できるということになっています。ですから法律上は当然に契約の更新があって、建物を再築した場合には存続期間が延長され、期間満了時には建物の買い取り請求権も行使できると、こういった保護も与えられてることになります。

そこでまずお尋ねしますが、本件の場合、正確には30年未満となると思うんですが、その30年未満とした根拠、お互い合意の上ですから根拠がどうこうということはないかもしれませんが、理由についてお尋ねします。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

ただいま借地借家法についてご説明ありましたが、期間を30年未満とした理由につきましては、この法律の第23条第2項に、「期間を10年以上30年未満として借地権を設定する場合には、第3条から第8条まで、また、第13条及び第18条の規定は適用しない」という規定がございます。つまり、期間満了時に土地所有者が建物を買い取ることで借地関係を解消する必要がないこと、それから加えて買い取りの請求もできないこと、などの理由によるものとお聞きいたしております。

以上です。

○17番（和田里志君） 今細かく説明いただきましたので、あえて申し上げませんが、買い取り請求権等は発生しないという理解をしたいと思うんですが、お互いの承諾があれば契約の更新については自由であるという解釈でよろしいですね。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） そのとおり理解をいたしております。

○17番（和田里志君） 先ほど月額3.3m²当たり450円ということをお聞きしました。ただ、開業するまではその4分の1ということで、既に1年以上経過しておりますので、かなりの額が入ってきてると、厳密には市ではないんですが、と思うんですが、念のためにお聞きしますが、この固定資産税はどうなってますか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） 固定資産税については、徴収いたしているものと考えております。

○17番（和田里志君） 徴収しているということですね。私は、タベ実は思いついたんですが、4年前も開発公社の税金の問題について質問しているわけですが、事業用として貸し出したり、こうしてやった場合は、あるいは駐車場とかした場合は固定資産税を徴収しなければならないと平成15年に法律が変わっておりますので、法定どおり適切に課税されているものと認識します。

次にいきますが、今回両サイドの店舗をつなぐ上空通路、いわゆる跨道橋、これについて、2階部分は歩道橋として建築物の躯体から分離し、3階、屋上、ここは車両も通行できるようにして建築基準法を適用させる構造物として協議しているというような説明を受けました。歩道橋は分離して、車の通る3階は建築基準法上の構造物として考えるということであれば、この歩道橋の将来的な維持管理、これはどういうことになりますか。

○建設部長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

今回開発の許可が出ました1期工事分とそれから2期工事分の建物を結ぶ県道の下手山田帖佐線を超える自由通路ですけれども、現在、県とイオンがその構造等について協議をしているところでございます。この通路の建設につきましては、イオンタウンを建設するイオンが建設いたします。管理につきましても、イオンの方で管理をするということになります。

以上でございます。

○17番（和田里志君） その辺は今後の協議になるかと思うんですが、イオンが管理していくということになれば、若干問題があるんじゃないかなと思っております。その辺は今回は触れません。警察等の問題とか、事故が起きた場合の対処の問題、いろいろあるかと思っておりますので、完成したら県の方に移管するとか、あるいは市の方で維持管理をするとかいう形が適当じゃないかとは思いますが、それについては今回は触れません。

次にですね、周辺の道路工事ですが、特に市道城瀬東線の延長線、市道認定されてるかと思うんですが、その工事はどこがいつごろ行う予定ですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 26年の1回の定例会で議決いただきました下深田北線という市道ですけれども、開発の関連道路としてイオンが施工いたします。開発終了後の道路管理につきましては、市の方で行う予定でございます。

○17番（和田里志君） 工事についてはイオンが行うと、あとについては市で管理するというところでございます。

もう1つですね、この辺一帯は特に梅雨時、大雨の時、非常に排水対策が問題になる地域であるわけですが、この計画地、イオンタウン周辺も含めてですが、排水対策について、今回イオンタウンでは、建屋の地下、あるいは駐車場の地下に調水機能を設置するような計画とお聞きしていますが、そういうことで万全なんでしょうか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 今回開発の申請を行いまして許可をいただいた1期工事分の雨水排水の調整池でございますが、計画では地下のタンク2基と、それと駐車場の高低差を利用しました調整池を併用いたしまして貯水します。そのあと、その地下タンクからのオリフィスによりまして、調整し

て周辺の排水路に排水するという計画でございます。

○17番(和田里志君) 開発許可にのっとり計画でしょうから、地下タンクが2基、そしてまた、駐車場の高低差を利用して調整池を作るということでございますので、しっかり注視していきたいと思っております。

答弁書にもありましたけれども、イオンの店舗内に行政サービスコーナーとして、コミュニティFM、市民窓口、子育て支援センターなどの設置や、フリースペースの活用等の協議を進めてるということございました。

私たち文教厚生常任委員会では、先月末、宮城県大崎市に子育て支援センター事業ほか、子育て支援対策について研修を行ってまいりました。大崎市では日本一の子育て支援を掲げ、駅前の映画館等の入る大型ショッピングセンター内に子育て支援センターを設け、子育て支援や、一時預かり事業、ファミリーサポート支援事業等を行っており、利用者も多く非常に好評であるということでした。各議員の復命書の中にも、本市でも、今度建設されるイオンタウンの中に是非ともこのような施設を作ってほしいという要望が出されております。しっかり協議していただき、実現していただきたいと思っております。そしてまた、災害時非常に重要とされるコミュニティFM局、この開局もなるべく早く実現していただきたいと思っております。

バスターミナルは、公共交通機関の利用が低いということで、作ってほしいという要望であったんですが、許可されなかったとお聞きしておりますが、そのために建設予定地周辺に駐車場用地の確保が必要になったということをお聞きしております。そしてまた、その交渉にかなりの時間を要したということございましたが、今計画されているイオンタウンに対してのその基準の駐車台数、そしてまた、実際に確保された駐車台数はどの程度確保できたのか、お知らせください。

○企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えをいたします。

今ございましたとおり、必要な駐車場の台数でございますけれども、大規模小売店舗立地法第4条第2項に基づく指針というものがございまして、仰せのとおり、バスターミナル等の交通対策がなされた場合と、またそうでない場合とでは、必要な駐車台数が違ってくるわけでございます、その計算式というものがございまして、その必要条件が異なってくるということでございます。

そのようなことございますので、現時点におきましては最終的な店舗面積についてお聞きしておりませんので、店舗面積を3万3,500m²と仮定いたしますと、先ほど申し上げました算式にのっとりまして計算をしますと、約2,380台というような答えが導かれると考えております。

以上です。

○17番(和田里志君) 仮定して2,380台必要という計算今言われましたが、そして今回確保ができたということですが、どの程度、同じ程度確保されているんでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) 同程度確保されているものと認識いたしております。

○17番(和田里志君) 2,380台、かなりの駐車台数になろうかと思うんですが、それにまた、いろんな搬入業者等の出入り等考えますと、駐車場が確保されたことはいいことなんですが、イオンタウ

ンが完成してイベントの開催があったり、あるいはその通勤通学の時間帯によっては、かなりの交通渋滞が懸念されるわけであります。その交通渋滞対策をどの程度、どのように認識されているか、どのように考えていらっしゃるか、今の時点で考えていらっしゃるものがあればお知らせください。

○建設部長（岩穴口弘行君） イオンがオープンしますと、かなりの来場者といえますか、お客様が来られます。その渋滞対策、車で来られる方の渋滞対策といたしましては、市の方といたしましては現在、森船津線の道路改良を行っているところでございます。それとこの開発の工事の中で、鍋倉触田線、高速の側道ですけれども、そちらの方の改良工事を行うということになっておりますので、それで渋滞が解消できるかっていうのは、今の時点でははっきり申し上げられないんですけれども、そのような工事の方は進めていくということにしております。

以上でございます。

○17番（和田里志君） 森船津線の道路改良、そしてまた高速道路側道の改良等を予定しているということですが、ここをしっかりとしないとですね、かなりほんと心配、皆さんが心配されているところだと思うんです。言い方悪いですが、この程度ではおそらく解消されないんじゃないかと思うんですが、今から開発される地域ですから、1つだけ提案しますが、例えば県道下手山田帖佐線とイオン、この城瀬東線ですか、の交差点、あるいはイオンタウンから今Aコープのある方に出てくる交差点、こういったところをですね、今盛んに注目されている円形交差点ラウンドアバウトこういったものに、県内では串木野市が初めて取り入れて、今実証実験をやっていますが、国内では長野県飯田市がもう既に導入されています。そしてまた、東日本大震災等でも非常に有効であるということで注目されている円形型の信号機のない交差点、時計回りに一方通行で回って、どっからでも出入りできるという交差点なのですが、こういったのを建設する、そういう計画についてはいかがですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） ラウンドアバウト交差点と申しますか、これは平成25年6月の道路交通法の改正によりまして、環状交差点というふうな形で定義づけされております。交差点に入って対向車がなく、それから、車線を横切って曲がる必要がないということで、適切な交通量によりましては十字路の交差点よりスムーズな交通の流れが期待できるというふうにされております。この円形交差点といえますか、どうしても交差点の中に入るときに車がスピードを落とさずに入って来たり、それからこの交差点に不慣れな方が入ったりしますと、大きな事故が発生するというふうなことも懸念されますし、現在でも鍋倉触田線の交通量が1万台以上ございます。その中で、止まらずに入ると大きな事故になる、一旦停止をして交差点に入ると渋滞が発生しかねないというふうなこともございまして、現在のところ、今申されましたラウンドアバウト交差点を導入するというふうな考えはございませんけれども、ラウンドアバウト交差点的な交差点を、ラウンドアバウト交差点ではないんですが、駅前ロータリーとして設置しました始良駅前の交差点がございまして、これから供用開始して使うわけですけれども、皆さんの使用の形態を見ながら、今後、調査・研究をさせていただきたいと思っております。

○17番（和田里志君） 丁寧に答えていただきましたけれども、こういうラウンドアバウト交差点、スマートインターチェンジの出入り口とかですね、変形した交差点等にも非常に有効であると言われ

ております。新設道路や新しい開発地でありますと用地確保も簡単でありますので、ぜひ、ここに限らずですね、今後開発される所、あるいは物産館あたりのスマートインター近くにはですね、検討できるものならぜひ前向きに取り組んでいただきたい、申し上げておきます。

イオンタウン関係につきましてはこれで終わります。

次に、校区コミュニティについて協議会について聞いていきますが、ほとんどの自治体が、行政だけで対応が難しいとされる課題や問題について、地域住人の皆さんが解決に向けた協議を行い、それを克服していくことで自立した地域づくりを進めていくために、地域コミュニティ協議会が必要となるというようなことで取り組んでおられるわけですが、本市においては、当初スタートの時点ですが、私がお聞きした範囲では、無理強いはしないんですよというようなお話であったかと思うんですが、この、本音はどうなのか、どのようなコミュニティ協議会を立ち上げたいのか、あるいは立ち上げてほしいのか、具体像がいまいちはっきりしない面があるように思うんですね、地域任せの協議会作りでなく、もっと積極的に関わるべきと考えるんですが、執行部が考える目指すコミュニティ協議会とはどのようなものか伺います。

○市長（笹山義弘君） 先ほどお答えしましたとおり、それぞれの地区にはそれぞれの歴史がございます。そういう中で行政といたしましては、合併をいたしましてもう5年が経過するということがございますが、そういう中で、いつまでもそれぞれを尊重するものの仕組みがそれぞれに混在するという点については、執行上どうしても不都合がございます。そういうことから、これをある程度統一化していくということの中で、このコミュニティ協議会のあり方をお願いしているわけですが、ただ大事なことは、それぞれの校区と小学校区となりますと、いろいろな文化を支えてきている背景がございますので、そのことはしっかり尊重しながら、それぞれにある程度の運営はお任せする、地域課題についてはその地域で図っていただくということをしていく、そのことによって、まさに市民の皆様においても自治という意識が醸成されていくのではないのかということも期待しているところでございます。

要は、そういう自治の意識を持ちながら、それぞれの文化を守っていただく、このことを継続的に今後とも進めるためには、このような組織が必要ということを判断いたしましてお願いしているところでございます。

○17番（和田里志君） 今、市長が言われましたとおり、ほとんどの自治体も同じような方向性で取り組んでらっしゃるわけですね。南日本新聞に11月1日からだったと思うんですが、「県都新時代、鹿児島市の合併10年」というのが7回連続で掲載されました。大きなタイトルで「コミュニティ協議会、見えぬ具体像に不安」ということで書かれております。内容を少し言いますと、「組織が大きくなるほど運営は大変になり、役員の後任探しが厳しくなる。主旨は理解するが、校区単位になれば地域に根差した各町内会の活動も将来的に縮小するかもしれない、地域力の低下が懸念される。」こういうのも書かれております。

きのう、帖佐小校区の自治会長さんからお電話いただきました。今日たまたまこの協議会の話し合いがあるということで、私の一般質問を聞きに来たいということでしたが、聞けないから当局にぜひ言ってくれというようなお話でございましたが、もう少しこのコミュニティ協議会の立ち上げについてわかりやすく説明してほしいと、何回も言いますが、施策の周知、そしてまた丁寧な説明が今後と

も必要であろうかと考えております。そしてまた、お願いをしておきます。

そこで今回、補正予算に1,400万の校区コミュニティの施設整備というものをだされてますね、これは、どここの施設を行う、整備するんですか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。各校区コミュニティ協議会の活動拠点となります拠点としまして公共用地を考えてるわけなんですけれども、事務所として使えるようにするために、全部で現在17校区ございますけれども、その中でちょっと改修しないと事務所として使えないというところ7か所、8か所程度考えてるところでございます。

○17番（和田里志君） 7か所8か所程度、1か所当たり約200万くらいでしょうか、事務所みたいに使えるように整備したいというようなお考えだと思うんですが、拠点となる施設、これ、あるところはいいんですが、ないところですね、ここについてのその施設の整備の予定、あるいは職員配置と、職員というか、支援員でしょうか、こういう配置はどのようになるのかお伺いします。

○企画部長（川原卓郎君） 現在その拠点がまだ決まっていない箇所につきましては、始良小校区が、女性の家、保健センター、福祉センター、その1室をというふうに考えているところです。それと、西始良小学校校区につきましては学校施設の1部をということで、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○17番（和田里志君） 今回11月に、私たち議会広聴委員会は、第4回目となる「議会と語る会」これを3か所の地域で開催しました。そこである会場で、来年度から予定されている校区コミュニティ協議会の運営補助金が、25%も減らされると、当初補助金は減らさないと言っていたのにとんでもない話だということで、非常に憤慨されておりました。

そこで私は、あるところから校区コミュニティ協議会運営補助金試算表なるものを入手しました。いずれ、各校区コミュニティ協議会全部に配布、あるいはまた説明されると思うんですが、やはり、この中身を見て驚きました。現行の補助金と新制度の補助金、試算表ですが、1番減るところがですね、金額にしまして、年間ですが23万6,200円、1番ふえるところが69万806円、全体的にはですね、加治木地区が減って、始良蒲生地区はふえる格好になってます。これは、旧町ごとの試算のあり方補助金のあり方、あるいはまた制度の違いが影響していると思うんですが、そしてまた今回は、均等割と世帯割が主体になっているということだと思いますが、減らされる所はこれ大変だと思うんですね。

そこで運営補助金の算定はどのように行うかとお聞きしましたが、答弁にも均等割、世帯割、そしてまた公民館運営の関係を配分したというようなことがありましたけれども、世帯割はわかるんですね、1世帯100円で計算されてます。均等割を全てに対して60万円と、基本をですね、されてますが、この60万円、例えば人数で、人口で割ってみますとですね、1番少ないところが291人、1番多いところが9,987人、60万円をこの人口で割りますと、人口の少ないところは1人当たり2,061円、人口の多いところは60円しかもらえない、もらうという言い方はおかしいかもしれませんが、単純に計算するとこういう計算になるんですが、60万円にした根拠ですね、均等割の、これをお聞かせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

補助金につきましては、いろいろな角度から試算をしたところでございますが、詳細につきましては、担当課長が答弁いたします。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この運営補助金につきましては、各校区の協議会の中でもいろいろな意見が出されておりました。人口割だけにしてほしいですとか、それから、面積も考慮したそういう形にもしてほしいというような、いろいろな意見もございましたけれども、そういうことから、3地区（加治木・始良・蒲生）で今まで違いましたのでそれを統一する形でこれまでの財政補助金の総額もございました、その財政状況にも勘案しながら決めたところでありますが、そのような人口が多いところは、負担金という形でもいただくことになるかと思えますけれども、たくさん余るところもありますが、均等割りの中には面積等も考慮した額を入れてその額を決めたということがございます。

以上でございます。

○17番（和田里志君） いろいろ検討されて決めたということですが、もう時間がなくなりましたので、1つだけですね、もう1つ聞きますが、ふえるところ、要するにですね、新しい制度では、これまで行われていた少年育成関係とか、スポーツ関係、福祉関係、公民館運営関係、この補助金が一括されて、単純に均等割と世帯割で新制度では合計されて入ってくると、それにふえるところはふえていくと、ということはどうですか、減らされるのは大変なんですけど、ふえるところ、これは使い道は自由ということでしょうか、その地域に任せる、あるいはもし単年度で使い切れなかった場合の返還請求、返還とかそういうのはあるのでしょうか、そこだけお聞きしておきます。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） ただいまの質問にお答えいたします。

この補助金を決めてございますけれども、3年かけて現状の補助金と激減緩和と言いますか、がないように30%、60%、100%という形で活動が徐々に活発になってくると思いますので、そういった措置をしているところです。自由に使えるという意味では各校区で考えていただいて、いろんな面に使っていただければと考えているところです。

以上でございます。

○17番（和田里志君） 用途地域のことに关しましても考えておりましたが、時間がなくなりましたので、これにつきましては平成28年度末に変更の手續を終えて、都市計画を決定したいと……。終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで和田里志議員の一般質問は終わります。

次に、23番、湯川逸郎議員の発言を許します。

○23番（湯川逸郎君） 登壇

皆様、おはようございます。2番目に一般質問をいたします湯川逸郎でございます。本日は大変お忙しい中、議会傍聴においでくださいました皆様方に心から敬意を表します。

今日、地方行政の課題として、人口減少や高齢化等の進行が著しい国全体の中の流れの中で、地方創生事業は住民が地域の経済や生活を豊かにする知恵を絞り出し、みずから解決策を考えて、地域の活性化を図り、地域づくりに取り組むことが重要な課題であると示されております。

本市においては、都市にはない自然の魅力、地域資源の豊富さ等、地域の魅力を視点に、都市から地方に還流する政策を構築することが求められているときではないかと思えます。

子どもを産み育てる年代の女性の数の動向や、子どもを育てやすい環境の整備等、地域力の維持・強化や就労の場、福祉の充実等、多種多様な地域政策拡充が求められています。

今後の地域政策を願い、次の3項目について一般質問をいたします。

まず、1問目は、市道の整備についてお伺いいたします。市道は毎年、計画的に舗装及び改良の整備が実施され、環境基盤の整備が進められていることは喜ばしいこととあります。

1問目は、舗装率の状況及び改良率の実態について、全国平均及び県平均と対比して本市の実態を詳細に問うものであります。

2問目は、交通量の多い箇所等、センターラインが薄く見づらい市道が多く見受けられます。市全域の実態調査を行っておられるのか、交通事故を未然に防ぐためにも、年次的にライン引きを実施し、安全・安心なまちづくりに努めることと考えますが、お伺いいたします。

大きな2問目は、生活保護費の家賃手当の見直しについてお伺いいたします。国において生活保護者が保護基準の家賃手当より高い貸家に居住し、不正に高い家賃手当を支給している実態等を踏まえ、検討がなされています。

小さな1問目は、本市における生活保護世帯で持ち家の世帯が何世帯あるのか。また、家賃手当を支給されている世帯が何世帯あるのか。その内訳で、家賃手当金額ごとに内容をお伺いいたします。

小さな2問目は、生活保護世帯で市営住宅に入居されている世帯が何世帯あるのか。市営住宅の入居者で、住宅使用料の滞納者はいないのか。住宅使用料の滞納処理については、あわせてお伺いいたします。

大きな3問目は、県立体育館誘致の交渉状況についてお伺いいたします。平成25年9月12日付の新聞報道で、県下で最初に県立体育館誘致を加治木町港町を候補地として、県有地と民有地を含めて5haの開発を見込み、県に要望書を提出されましたが、その後、市の受け入れ対応策と交渉結果について詳細にお伺いいたします。

4問目は、始良市本庁舎建設計画についてお伺いいたします。始良市が合併して5年になり、市民の声が本庁舎建設計画に移行しています。加治木、始良、蒲生の各庁舎は老朽化し、耐震化もなく、増改築も不可能と考えます。

本庁舎建設について、いつどこにどのような庁舎を計画されるのかお伺いいたします。また、加治木、蒲生の各支庁舎は老朽化が著しいですが、2支庁舎の建設はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

以上4点についてご質問いたしますので、市民の方々にわかりやすく、誠意あるご答弁を求めます。後は一般質問席にて質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

湯川議員のご質問にお答えいたします。

1問目の市道の整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

平成23年4月現在の市町村道における舗装率は、本市が89.7%、県平均が86.8%、全国平均が77.5%であります。また、改良率は、本市が61.4%、県平均が66.3%、全国平均が57.1%となっております。

なお、平成25年4月現在の本市における舗装率は90%、改良率は62.4%であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

センターライン等の区画線の調査については、道路パトロール、スクールゾーン対策委員会及び地域からの要望等により調査、計画を行っております。整備状況については、毎年約2kmの整備を行っており、今後も歩行者や車の通行の安全に努めてまいります。

次に、2問目の生活保護費の家賃手当の見直しについての1点目のご質問にお答えいたします。本市における生活保護世帯で、持ち家の世帯については134世帯であります。また、家賃手当については、住宅扶助として支給しており、その世帯数は488世帯であります。

住宅扶助の内訳ではありますが、厚生労働大臣が定める本市の住宅扶助の基準額は、月額2万4,200円以内であり、世帯員数、世帯員の状況等により月額3万1,500円以内。7人以上の世帯については、月額3万8,000円以内となっております。

住宅扶助の支給内容については、月額2万4,200円以内の支給世帯が207世帯、月額2万4,200円を超え3万1,500円以内の支給世帯が277世帯、月額3万1,500円を超え3万8,000円以内の支給世帯が4世帯となっており、国の支給基準額以内で支給しております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

生活保護世帯で市営住宅に入居されている世帯は、本年11月10日現在で118世帯であります。そのうち住宅使用料を滞納している世帯は10世帯であり、生活保護費を受給していない期間の未納分であります。滞納処理については、生活保護世帯の了承を得て、分納により納付していただいております。

次に、3問目の県立体育館誘致の交渉状況についてのご質問にお答えいたします。

受け入れ対応策については、加治木港町地区への誘致を念頭に、街路天神通り線の延長により加治木ジャンクションへの最短距離を確保し、加治木港後背地の利活用の向上を図るべく作業を進めております。

また、須崎地区は、企業誘致の用地活用とも連動させ、木田橋の拡幅などにより国道10号へのアクセス向上も図るべく作業を進めているところであります。

なお、誘致の場所について、従来からお示しておりますとおり、鹿児島県から別の場所の打診があった場合は、それに真摯に対応して誘致につながるよう努めていく考えであります。

交渉結果とのことでありますが、今回の誘致活動は、県が独自に実施される事業であることから、県の考え方に依拠するところが大きいと考えております。そのため今後におきましても、県の体育施設等の地域分散への考え方にさらなる理解を求め、誘致につながるよう、県立体育施設誘致連絡会とも連携しながら、要望活動を行っていきたいと考えております。

次に、4問目の始良市本庁舎建設計画についてのご質問にお答えいたします。

庁舎建設につきましては、これまでも一般質問や提言をいただいたところであります。

庁舎の建て替えについては、申請・相談等の行政手続の場に限らず、防災拠点施設やまちづくりの中心施設として、さらに市民の市政参画を促進する情報の発信・提供の場としての観点も重要であると考えております。私は、市民と行政のコミュニケーションが円滑に図られるよう配慮し、市民に開かれた、市民のための庁舎を建設したいと考えているところであります。

しかしながら当面の財政運営は、あいら斎場の施設整備や桜島サービスエリアへのスマートイン

ターチェンジの整備など、大型建設事業を控えていることなどから厳しい状況が見込まれております。このため新庁舎の建設については、庁内に副市長を委員長とした始良市新庁舎建設庁内検討委員会を設置し、去る11月4日には第1回目の会議を開催し、建設の必要性や今後の進め方について協議を行ったところであります。

市といたしましては、今後の庁舎整備にあたっては、現庁舎が持つ諸問題の検証と総合支所のあり方等を含め、市民の皆様の意見を聴きながら検討を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○23番（湯川逸郎君） 本論としまして、答弁していただきましたことに対して、詳細に述べられていることを感謝します。このほかに、今から2問、3問目の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、市道の整備についてでございます。先ほどの答弁書によりますと、本市の舗装率の状況、それから改良率の状況を国、県と比較してどうですかという質問をいたしました。これを見まして、確かに始良市のほうは高い舗装率だなあ、そして、改良率だなあということはわかりました。

このことにつきましても、本当に25年4月には本市の舗装率は90%、それから改良率は63.4%と、はるかに全国あるいは県平均を上回っていること、こういう状況であったとするならば、本市の実態は本当に未然に地域等が望んでおられるような状況であるなあということでもあります。

しかし、このことを明らかになりましたから、本市の実態は、専門官として、私なんかの議員の立場としては、確かに高い舗装率だなあ、あるいは改良率だなあということですが、専門官としてどのように受けとめておられるのか、本市の実態を、そういうところを少し加えていただければと思っております。

○建設部長（岩穴口弘行君） 舗装率に関しましては、全国あるいは県の平均よりも高い整備率でございます。改良率につきましては、県内の平均よりも少し低い率となっておりますが、皆さんがよく利用される一級市道、幹線道路ですけれども、こちらの改良率が83%、それから舗装率は97%というふうになっております。これは十分な整備率だというふうに考えているところでございます。

今後も交付金などを活用しながら、道路改良や舗装の補修に努めてまいりたいと思っております。

○23番（湯川逸郎君） 非常に使われているところは83%で、舗装率は97%というようなことで答弁がございました。

で、今、専門官のほうからそういう形ですが、市道として逆に、最もおけている地域はどのあたりにあるのかなと、そして、その原因は何なんだろうかということを私は不思議に思っております。その答弁をいただきたいと思っております。

○建設部長（岩穴口弘行君） 道路の改良についてでございますけれども、改良がおこなわれているのは特に山間部、それから住宅の密集地のその他市道の整備がおこなわれているのは認識しております。整備がおこなわれているというのは認識しているのですが、市道延長が約689kmございますので、早急に全線の道路改良というのは現在のところできない状況でございます。

○23番（湯川逸郎君） 予想したとおりの答弁でございますが、実態としまして、本専門官の中から

そういう声が出ない以上は、外部のほうにも報道もできませんので、一応お聞きいたしました。

そうしました場合には今後、未整備の地域を年次的に、先ほど言われた山間部、住宅地の、あるいは市道、こういうところはおくれておりますということでございますが、こういうところを年次的に、これから先のコミュニティ事業として実施していかれる考えはないか、お伺いいたします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 現在、実施計画マップをもとに、年次的に市道の改良工事を進めております。整備がおくれていた箇所につきましても、実施計画に基づき、整備のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

○23番（湯川逸郎君） 実質的に、実施計画に基づいて云々ということですが、なかなか実施計画に乗せられないところ、そういうものがあると思います。そうした場合には、先ほども言いましたように、地域の人たちが地域で考え出さなけりゃ今後の道路計画は成り立っていかないのではないだろうか。当たり前の基本計画の中で、その部分的にしか扱えない、小さな舗装関係が出てまいりますので、そのところはやはり地域の人たちでなければわからないということが出てくると思いますが、そのあたりをもう一回、答弁ください。

○建設部長（岩穴口弘行君） 先ほど市長の答弁の中でもございましたように、地域の要望等を踏まえて実施計画に上げながら、市の財政状況等を踏まえて計画のほうは進めてまいりたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 舗装率、かれこれにつきましては、やはり大きな計画の中での実施計画を基本になさると思っておりますが、で、できた後、じゃあ維持・補修ができていのかということに重点を置きたいと思っております。

その中で、まず、皆さん方もおわかりのように、車で運転していると、どこが中心点か、中央線か、わからない。全く、住宅団地であった場合には、住宅団地は、当初、造成された時点だけの計画のままの舗装で、もう見えなくなっていますと。

市道においても、交通量の多いところは非常に見づらいところがたくさんあります。そういうところは、センターラインの実態について答弁をお願いしたいのは、センターラインが薄く見づらい市道は何か所ぐらいあるのか。そして、その距離的に推定しますと、どのくらいの距離になっているのか、交通量の多い箇所が何か所ぐらいその中にあるのか、そういうところまで調査されていらっしゃるのかお聞きいたします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 交通量の多い市道を中心に調査した中では、路線にしていきたい25路線、延長にして約30kmでございます。交通量の特に多い市道では、8路線、約10kmが、外側線あるいはセンターラインが薄くなっている状況でございます。先ほど市長の答弁でもありましたように、年間約2kmの外側線、区画線の引き直しといたしますか、を行っておりますので、今後もスクールゾーン委員会あるいは地域からの要望をお聞きしながら、車両の安全性を勘案して整備のほうは進めてまいりたいというふうに思っております。

○23番（湯川逸郎君） 私はどうしてこういうことを質問するのかといいますと、非常に、中央分離帯のその先頭が薄くて見えない、昼間は若干いいかもしれませんが、夜になりますと全く見えないというところもあります。そういうところは、どうしても事故が起こってからでは遅いわけです。最終的に、市長の責任を問われるというのが市道の立場でございますから、そのあたりはどうしても何か所、先ほどおっしゃいましたように、答弁がありましたように、市道が25か所で、距離的には約30kmあります。そうした場合に、これを年次的に2kmずつやった場合、何年かかりますか。

そういうことを考えますと、やはり中心的に、予算的にも配分をするべきじゃないかなと、きょうこの答弁をお聞きしまして感じました。ですから今後は、その箇所約8路線、10km程度あると、交通量の多いところは、このあたりは早く路線修正を、舗装のし直しをされたほうがよろしいんじゃないかと思いますが、じゃあこのことについて、決裁的なものの最高責任者であります市長にお伺いいたしますが、どういう考えを持っていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。市長。

○市長（笹山義弘君） この予算の組み立ての中で今、大変頭を痛めておりますのは、年々扶助費が伸びてございます。その伸び率が3～4%としても、その額が、分母が大変大きいものですから、この建設費に充てる費用がそれで飛んでしまうというような状況もあります。

そういう中で、いかにして予算を配分するかということに大変苦心をしておりますが、そういう中ではありますが、その安全の確保ということについては命題でございますので、そういうことは含めて先ほど来、ご説明申し上げておりますように、いろいろな手法を使いながら、緊急性等を勘案しながら、整備をしていきたいというふうに思っております。

○23番（湯川逸郎君） 前向きに市長のほうもお考えになっていらっしゃることは承知しておりますが、その、本来としまして、で、本市においても、交通事故が昼夜を問わず、非常に最近では救急車とそれからパトカーということで、飛び回っておりますが、その原因は、どこにあるんだろうかということ突きとめなけりゃあならないんじゃないかなと思って質問をしております。

道路のラインが原因で、事故が始良市において発生したのはありませんでしょうか。何件ありますか。

○危機管理監（堀之内 勝君） ご質問にお答えいたします。

交通事故の原因についての質問であります。始良警察署の平成25年中の交通事故分析表によりますと、交通事故の発生件数は449件で、交差点等での追突事故や出会い頭による事故が上位を占めております。

原因としましては、信号機のない交差点での安全確認不足による出会い頭による事故、脇見運転、考え事などによる漫然運転などが挙げられます。また、道路のラインが原因で事故につながった件数はないと聞いております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 簡単はないということの答えが出ましたが、じゃあ、これらは本当だろうかと思えます。出会い頭あるいは途中の事故等考えた場合には、やはり白線がなければ、入ってはいけませんよと、これも交通事故の原因的に交差点のラインを見ていただけりゃあわかります。そのあた

りをちゃんと行うべきじゃないかということで。

しかし、平成25年度に449件、始良市において事故があったということは重く受けとめなければ道路行政につながらないと思いますが、そのあたりは専門官としてどう思われますか。

○建設部長(岩穴口弘行君) 道路管理者という立場でお話になると思いますが、車を運転されるには、どうしても、道路交通法というふうな法律がございます。それを守っていただいて車を運転していただくということになりますので、今言われる、外側線が消えてる、センターラインが消えてる、それだけが原因で事故が起こるというふうなことは、あまり私どもは考えておりません。ですので、運転免許場で習いましたキープレフトというふうなことがあったんですけども、そういうことを守っていただいて運転をしていただければ、交通事故が少しずつは減ってくるのではないかとこのように考えております。

○23番(湯川逸郎君) こういう質問をするのも時にはいいのじゃないかなと思って質問はいたしておるものの、実際として、交通事故の件数を聞きましてびっくりしたというのが現実でございます。

私は、次に質問いたしますが、私のところに、先ほども事故の件数、回答でもありましたが、加治木町の弥勒地区の採石場下のほうと県道の蒲生川内線に通ずる箇所があります。そのところは非常に市民の方々から、多くの声が聞こえておりますので、「これを非常に危険である」と、「あの道路は危険である」と、「道路は狭いですし、どうしてあんなに事故があるんだろうかなと思うぐらいだ」と、「よう、避けて通られますよね」ということまで聞きます。この箇所は、道路幅も狭く交通量も非常に多く、また、高校生の通学路でもあります。

私もこのところに行きまして調査を何回となくやっておりますが、そのたびに、市当局にも、ちょこちょこ申し出をしております。しかし、以前この場所で大きな事故が発生したこともございます。

そういうことをお聞きしまして、あすこは、標識の設置を考えることが一番早いんじゃないんだろうかということで、道路標識の見解を若干、つけ加えて市長にお伺いしたいと思いますが、まずは、道路管理者のほうからお願いいたします。

○建設部長(岩穴口弘行君) 速度規制あるいは一旦停止の規制というふうな規制標識につきましては、公安委員会で設置するものでございまして、道路管理者としてはできないところでございます。採石場の下の道路は幅員が5.5m以上ございまして、センターラインを引いてあるんですけども、10号線からの渋滞を逃れて、裏道的な形で車が通っているというのは承知しております。

言われました規制標識等も、速度規制あるいは一旦停止の規制標識等は設置されてるとこのように考えております。

○23番(湯川逸郎君) このことは、以前から、旧加治木町時代からの延長になっておりますので、市長は当時、恐らく議員であったころじゃないかなと思いますが、そのあたりを構想されて今の答弁に答えていただけりゃと思っておりますが、市長。

○市長(笹山義弘君) ご指摘の交差点につきまして、改めて調査をしたところでございますが、ここ最近、大きな事故に至ったというご報告は受けていないところであります。しかし、交通量が大変多

い箇所でございますので、その辺のことにつきましては、公安委員会ともしっかり協議をしながら、安全に対策には努めてまいりたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 市道の整備につきましては、あまり時間を費やしたような気がしますが、次に移ります。

生活保護費の家賃手当等の見直しについてということで、非常に実態、かれこれが生活保護世帯では、持ち家が134世帯、それから家賃の支給されている世帯が488世帯、そういうようなものがわかりました。

その中で、生活保護の家賃手当の見直しについて答弁がありましたが、国が示している生活保護世帯で基準家賃より高い生活保護世帯が本市におられますか。家賃は幾ら支払われているのかお伺いいたします。

○福祉部長（脇田満穂君） お答えいたします。

本市で、基準額、厚生労働大臣で示されている額が3万8,000円でございますが、その額等を含めまして、基準額より高い家賃の住居等に住まれておられる方、およそ30戸程度と確認いたしております。以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 高い家賃をやはり基準家賃よりも高い家賃をもらっていらっしゃる生活保護世帯の方が30戸ということが明らかになりました。

じゃあそういうことで、数字的に出てきた場合、担当者の指導かれこれをお聞きいたしたいと思いますが、国が示している生活保護基準に照らし合わせた実態調査を、じゃあなさっていらっしゃるのかどうか、その家族の同居、そういうものが、生活基準に適しているか、担当者の指導は入居者にどのような指導を行っていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○福祉部長（脇田満穂君） 住宅扶助につきましては、先ほど30戸程度と承知しておりますという発言をさしていただきました。ただ、この基準につきましては、それ以上の額は支出しておりません。例えば、4万円の月額のところに住まわれておられても、その基準額以内でしか支出いたしておりません。

あと、どの程度で、その生活保護世帯に対して、指導といいましょうか、そういうものにつきましては、ケースによって違うんですけれども、大体1月に1回程度は、それぞれの世帯に対して、指導もしくは助言といいましょうか、相談等に乗るような形で、訪問をさせていただいております。

まあ、ケースによりまして、3か月に一遍の方、4か月に一遍の方というのはおられます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 担当者の指導がその生活保護世帯の基準家賃より高いということはないということで、わかりました。で、そのほかに福祉関係だけじゃなくて、始良市には市の市営住宅というのがございますが、市営住宅の入居者で生活保護者が居住されてる内容についてお伺いいたします。

生活保護者と市営住宅の関係で、空き家の多い市営住宅の活用はどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 用途廃止あるいは建て替え予定の政策空き家以外で、市営住宅の空き家の募集につきまして、生活保護世帯あるいは母子世帯などを特定した募集は行っていないところでございます。

この生活保護世帯っていいですか、入居をされる前から保護世帯あるいは入居をされた後に保護世帯、いろいろなパターンがございまして、この募集、こういう生活保護世帯に対する募集の、特定した募集というのは行っていないというところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 市営住宅の滞納者が10世帯ありますよという答弁がありました。これは、生活保護に入る前のものでありますと、ですが、滞納していらっしゃる方に対しては、保護費が出なくなってからは、その前のことですので、どうしても生活保護世帯にしても、納入方を請求しないといかんのではないかなと思っております。そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるかお願いします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 先ほど、市長も答弁いたしましたように、生活保護世帯の了承を得て、分納というふうな形で納付をしていただいているところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 分納となりますと、これ、この方は10世帯いらっしゃいますが、何年ぐらい入っていらっしゃるんですか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 数字的なことは、担当課長が答弁いたします。

○建設部建築住宅課長（梶木正男君） お答えいたします。建築住宅課の梶木です。

10名の方が何年ぐらい入っておられるかということにつきましては、調査をしておりません。と、申しますのは、生活保護費の支給につきましては、何ていいですか、固定的にずっと、年間的にもずっとあるわけではなく、収入のいかんによって保護費が支給されておりますので、それを調査するにはかなりの手間もかかりますので、今回の、このことについて、それについて調査しておりません。以上です。

○23番（湯川逸郎君） 調査していませんでは済まないことですね。だから、やはり関連するところの課との連携というのが必要になってきますが、そのあたりは協議されたことはあるんでしょうか。

○建設部建築住宅課長（梶木正男君） 先ほどの答弁にはございますが、未納期間としましては、月別にはなくて、未納期間としましては、大体それぞれおられますが、多い方で24か月、約2年ほど、少ない方では2か月とかいう単位の未納でございます。分納の形で少しずつ相談しながら分納していただいている現状でございます。

○23番（湯川逸郎君） このことにつきまして、先般、新聞報道で鹿児島市の決算委員会の審査で不

正受給者の保護費が280件、1億円超すということが判明した報道がなされました。その原因で、受給者を対象に行う課税調査で判明するケースが多いということも発表されております。

やはり生活保護というのは、生活が苦しい世帯については、行政として保護費を支給することは大切なことではありますが、現在、始良市において、受給者を対象に行う課税調査等、綿密に行われているのか、また、生活保護費の市の負担金と国庫負担金について、詳細に伺います。

○福祉部長（脇田満穂君） お答えいたします。

課税調査につきましては、毎年度6月以降に、それぞれ課税の部署におきまして、閲覧をさせていただいております。

それから、その費用負担でございますけれども、生活保護につきましては、4分の3が国費、それから4分の1が市費という形になっております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） もう生活保護費のほうは非常に難しいところまで入りますので、これで打ち切ります。

次に、3番目の県立体育館誘致の交渉状況ということで、質問答弁はなされましたが、非常にこのことはどうだろうかということのように感じている状況でございます。

やはり、このような要望書が県のほうには、出されているのは近隣市町村含めて実態はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

誘致を表明しております市町村につきましては、新聞報道でもございますように、始良市、日置市、伊佐市、薩摩川内市、霧島市、鹿児島市のほかにこの6市と、あと、鹿屋市を中心とします大隅の3市5町の団体、団体と申しますか地域であります。そういうふうに報道でもなされていますけど、そのように認識しております。

○23番（湯川逸郎君） 県立体育館誘致というのは、先ほどもいいます、質問しましたように、平成25年に候補地として申請がなされましたが、じゃあ、今のような状態で、進行がおくれておる状況では、自分たちのこの始良市に誘致されたとしたら、国体まで、鹿児島国体がありますよね、その時点まではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。その建設が可能なのかどうかをお聞かせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

このスーパーアリーナ、体育館もろもろ建設につきましては、県のほうでされるわけですので、私どもで答えられることではございませんが、その国体とその施設の建設につきましては、はっきりわかりませんが、伊藤知事が9月の一般質問におきましては、スーパーアリーナをつくらないと国体ができないという性格のものではないと。また一方では、やり始めたら時間はかからないと、権利調整もなく、土地も十分確保されており、まだまだ時間はあるというふうに述べられておられるようでございます。

○23番（湯川逸郎君） 施設整備に間に合うかということは県のほうのお考えでしょうから、このことについては、今は答弁がありましたような形で待っていたいと思っております。

次に、始良市の本庁舎建設の問題です。残り時間9分しかございませんが、質問いたします。

本庁舎建設について、私、いつということで質問いたしましたが、財政的な面で、本市においては、合併特例債はなく、合併推進債が活用できる期間がございます。その財政措置を行い、市の負担が少ない、少しでも少なく済む建設計画をするべきではないかと思いますが、先ほどの話の中では、そういうものを本庁舎のほうで、これは、市民の建設計画ですね。推進計画等を副市長を中心にして行いましたということでございましたが、今質問しました、こういうことが問題化したのかどうかをお聞きしたいと思っております。

○副市長（大橋近義君） 先ほど、市長のほうからの答弁もありましたように、新庁舎建設の庁内建設委員会は、副市長、各部長、両支所長を構成とする委員会でございますので、私のほうから答弁させていただきますが、11月4日に、今、第1回を開催をしたところでございまして、必要性あるいは今後の進め方というものについて、まず協議をいたしました。

この委員会においては、基本構想を27年度をめどに、基本構想を策定いたしまして、その後外部組織体制による委員会を立ち上げて、その中で今後の基本計画等について協議していくことになるものでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） であるならば、その想定の中において、先ほど私が質問しましたように、財政的な面が全く議論されていないということですよ。基本構想をつくるには、まず、そこから出発されなけりゃあできないんじゃないんですか。

合併特例債ありませんよ、合併推進債ですよ、今度は。そうなった場合に、どのくらい庁舎を規模的に見合ったときに、どれだけのお金がいきますよというような算定は、副市長自体が会長さんですので、委員長であった場合には当然そこまで突きとめていなけりゃいけません、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。まず、合併債と合併特例債の違いを財政のほうからちょっと教えていただきたいと思います。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

今の、合併特例債と合併推進債の違いということでしたけれども、本市におきましては、当然22年の3月23日に合併しておりますので、合併推進債のほうしか使えません。

そうした場合、事業費としてした場合に、90%はそのうち合併推進債使います。あと、そのうちの40%が普通交付税のほうで一応算入されて、普通交付税という形で交付されるというような形でございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 90%のうち40%しか交付されていません。だから、少なく済みますから、建設計画の段階で従前必要と思いますが、次に、蒲生庁舎についてお伺いいたします。

ここでは、過疎債は使えるのかどうかをお伺いいたします。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

基本的には、先ほどの関係も含めてですけれども、本庁舎、それから、始良庁舎、加治木庁舎、蒲生庁舎という形で考えた場合、全てが一応、合併推進債を使う形で考えております。また、補足になりますけれども、これと合わせて、庁舎の建設基金ということで、今、5億5,600万ありますので、この財源を生かしながら、一応、庁舎建設のほうでは税源という形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 残り3分ですが、最後の質問です。

今、蒲生庁舎をお聞きしました。で、加治木庁舎になりますと過疎債はございませんが、そういう積み立てもございません、全てが合併推進債にあたるわけですが、そのあたりが、どう市の負担が、少しでもやはり済む方向性を生み出すべきじゃないかと考えますが、最終的に市長、市長、お答えください。

○市長（笹山義弘君） それぞれの庁舎の機能のあり方等々も含めてこの庁舎内の委員会の中で、その素案を練るということにしております。そういう中からどの程度のどのような庁舎機能が必要かということ逆算しますと、大体どのぐらいの建設費が必要になってくるということが出てまいりますから、その手当てとして合併推進債をどの程度充てるのか、そして、そのための基金をどの程度積み増すのかということが見えてこようと思っておりますので、それらを総合的に判断しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（湯之原一郎君） これで、湯川逸郎議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午前11時00分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 登壇

ただ一人、傍聴を熱心に聞いていただきます。本当にご苦労さまでございます。

最近報道されたことで、俳優の高倉健という名優が83歳で亡くなりました。飾らず、質実剛健、質素な生活に人々に愛された名優でございました。人々は涙で送るのではなく、感謝の言葉ばかりだったと評されております。私もそのような心に近づけたらなあと思う今日この頃でございます。

去る福岡場所では、40歳の旭天鵬関が10勝5敗という立派な成績を残し、また活躍され敢闘賞を獲

得されました。なぜこのようなことを申し上げるかと思しきと、こういう相撲で40歳というのは非常に一番の年上じゃないかと思えます。ですから私は拍手喝采を送りました。

また、最近の始良市役所においては、資産割過誤納の増額課税で平田税務課長を初め関係職員の皆様方が取られた処置は、これは時宜を得た非常に評価されると私は考えます。

次に私ごとではございますが、73歳を過ぎましたが、今月は県内、県外の10kmマラソン大会を4回走りました。現在、身も心も健康です。

10月末に所管事務調査に東北地方に参りましたが、そのときに着ていったこのスーツは、体にぴったりしてちょっと張り裂けるようでしたが、けさ同じスーツを着てまいりましたが、もうがぶがぶになっております。

そこで、私は現在、今この場に立たせてもらっておりますが、身も心も健康です。

それでは、さきに通告いたしました4問について質問をいたします。

質問事項1、市道仮屋園線の建設について。

要旨1、その後の進捗状況は、どのようになっているのか。

2、既に議決された予算は、どのようになっているのか。

3、繰越明許は、どうなっているのか。

4、地権者は何人で、交渉状況はどのようになっているのか。

大きな2問目、質問事項、帖佐第一地区土地区画整理事業の完了について。

要旨1、既に普通財産になっているが、売れ残っている保留地は何筆で、およそ金額にすると幾らか。

2、現在の1坪当たりの金額は幾らか。

3、1区画の面積はおよそ幾らか。

4、平成27年4月1日に松原なぎさ小学校が開校するが、児童数の増加をどのように推計するか。これは、市長と教育委員長に通告をしております。

質問事項3、空き家対策について。

要旨1、平成26年11月現在の始良市の空き家状況は、どのようになっているのか。

2、空き家を解消するために、どのような施策を考えているか。

3、なぜ空き家が増加したと考えるか。

質問事項4、道徳教育について。

要旨1、河川敷や空き地にペットボトルや空き缶等が散乱している。日本一きれいな始良市を目指すとなっているが、どのような教育がなされているか。

2、市長は、どのような施策を考えておられるか。この通告も、市長と教育委員長となっております。

後は一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

田口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の帖佐第一地区土地区画整理事業の完了についての4点目のご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の市道仮屋園線の建設についての1点目から4点目までのご質問につきましては、関連があ

りますので、一括してお答えいたします。

市道仮屋園線の事業進捗については、平成25年度に用地、建物等補償調査業務を終了し、本年度から土地所有者に説明を行っております。

土地所有者については7人で、現在のところ2人の方と契約を締結し、4人の方にはご理解をいただいております。残りの1人の方の土地は、数人の相続手続が必要になっていることから、今後もご理解をいただけるよう諸手続を行ってまいります。

なお、用地、補償費の予算については、平成25年度繰越予算において執行しております。

次に、2問目の帖佐第一地区土地区画整理事業の完了についての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、帖佐第一地区土地区画整理事業の残りの保留地については、平成26年10月末現在で申し上げますと35筆で、金額にしますと3億6,995万4,023円となっております。

また、残りの区画を平均坪単価にしますと、13万4,984円、1区画当たりの平均面積は、258.59m²となっております。

次に、3問目の空き家対策についての1点目と3点目のご質問につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。

近年、空き家対策は全国的にも大きくクローズアップされ、過疎化や少子高齢化が進む中で、中山間地域ばかりではなく都市部においても深刻化している問題であります。

本市におきましては、平成24年度に空き家の状況を把握するため、1戸建てを対象とした空き家対策調査を実施し、1,778戸の空き家を確認したところであります。

また、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査が昨年10月を基準日として実施されましたが、その速報値としましては鹿児島県の空き家率は16.5%と九州で最も高く、全国でも6位と、5年前と比較しましても1.7ポイント上昇している状況であります。

市町村レベルでの数値は、まだ公表されておりませんが、本市の空き家の状況も県と同様、増加傾向にあると考えております。

その原因としましては、人口減少や高齢化が進む中で所有者が亡くなったり、高齢者施設に入所したりなど、入居者がいなくなる状況が考えられます。

また、その後の経過として相続の問題や、空き家の撤去費用の問題、さらには空き家の撤去により住宅用地としての固定資産税の軽減措置がなくなることも空き家増加の要因であると考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

市内に所在する空き家の流動化を促進し、空き家の有効活用と、人が住んでいた場所に人を戻し、地域活性化につなげる施策の一環として、本年4月から「空き家バンク制度」を開始し、7月からは「空き家リフォーム支援事業補助金制度」を創設したところであります。

そして、空き家の管理状況は様々であります。深刻化する空き家問題への対策を盛り込んだ「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が、先の臨時国会で成立いたしました。

このことにより、市町村に立入調査権が与えられ、所有者を把握するための税情報が得やすくなるなど、より詳細な状況把握ができるようになります。

市町村においては、空き家等対策計画を策定することになりますが、倒壊のおそれがある危険な空き家や、管理不十分な空き家等についても、所有者への改善命令が可能となるなど、より効果的な問題解決につながっていくものと考えております。

次に、4問目の道德教育についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

空き缶や吸い殻などを河川敷や空き地に捨てることは、廃棄物の不法投棄に該当し、始良市環境美化条例において禁止行為として定義しております。

これらの行為は、地域の景観を損ねるだけでなく、更なる不法投棄を誘発し、自然環境や生活環境に大きな影響を与えます。

昨年策定しました、始良市環境基本計画においては、環境教育の推進を基本施策の一つとして定めており、学校で学んだことを地域へ広げていく仕組みをつくることにより、環境意識が高い人づくりを行うとしております。

これに基づき、本市におきましては子どもへの道德教育の向上だけでなく、市民への市民道徳を高めるために「モラルティール・インクルーブメント推進事業」を展開しているところであります。

これは、健全な自尊感情と正しい社会性を育む道德教育プランの具体化を図るもので、「確かな自立と公共に貢献する子どもの育成」を目指すものであります。

この事業では、学校教育における道德教育だけでなく、市民道徳、公衆道徳の向上を目指しており、本市全体の道徳的意識と、道徳的実践力を高めることの必要性が話し合われております。

市総合計画の環境教育の推進の現状と課題では、子どもたちへの環境教育の推進はもちろん、大人一人ひとりが環境への意識を高め、全市一体となった行動の基礎をつくることが大切であるとしております。

これを受け、環境基本計画においては、家庭でも環境について話し合う場を持ち、子どもたちが学んだ環境保全活動を家庭で実践することや、各地域や各種団体、そして市民が一体となった環境美化活動、環境イベント等への積極的な参加を呼びかけるなど具体的な施策として進めてまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の帖佐第一地区土地区画整理事業の完了についての、4点目のご質問にお答えいたします。

平成27年4月に開校する松原なぎさ小学校の児童数は、本年10月1日段階の見込み数として、556人となっております。

児童数の推移は、校区内のゼロ歳児から6歳児までの人数をカウントして推計しており、6年後の平成32年には461人となる見込みであります。今後の校区内における宅地の状況から見ますと、さらに増加するのではないかと予想しているところであります。

以上で答弁を終わります。

○8番（田口幸一君） それでは、答弁に基づきまして質問を続けてまいります。

まず、市道仮屋園線の件についてでございますが、この答弁書の2ページに書いてございますが、平成25年度繰越予算において執行しておりますというふうになっておりますが、この平成25年度の繰越予算額は幾らだったのか。

それから、関連いたしましてこの仮屋園線は、まだ用地交渉があと2人ほど残っておって、1人は非常に相続の関係でまだ進んでいないということですが、これが地権者との交渉が終わり次第工事にかかるといわれると思うんですが、2つ目に、この工事費、全体の総予算額は幾らになるのか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 誠に申しわけございません。公有財産購入費の予算の額ですけれども、ちょっと数字を持ち合わせておりません。後ほど、お伝えしたいと思います。

現在の状況ですが、答弁に2人ご承諾をいただいたということでご答弁申し上げましたが、先日もう一方承諾をいただきまして、現在3名の方がご承諾をいただいております。

この仮屋園線の工事費ですが、大体1,500万円から2,000万円ほどというふうに考えております。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員、繰越予算については手元がないということですが、いいですか。

○8番（田口幸一君） はい。後で、今部長がいわれましたが、後で提出し…あ、いいですか。

○議長（湯之原一郎君） 建設部長、続けてください。

○建設部長（岩穴口弘行君） 申しわけございません。用地費が600万円、補償費が200万円、合わせて800万円でございます。

○8番（田口幸一君） はい、了解しました。

仮屋園線については、以上で終わります。

次に、大きな2番目、帖佐第一地区土地区画整理事業について、質問を続けます。

まず、この1ページの下から2行目です。13万4,984円、これは現在の売価だと思うんですが、国庫補助金をもらっていたときからすれば下がった数字、金額だと思うんですが、今はもう普通財産になっているわけですから、この13万4,984円は下がってきたというふうに私は理解するんですが、もし下がっているとしたら下がった額です、13万4,984円、これを教えてください。そこです。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

区画整理がスタートしたときには、どうしても事業費をある程度出さないと、大きくしないといけないということで、この保留地関係の額につきましても、当時十五、六万円ということで聞いております。（「十五、六万円」と呼ぶ者あり）はい。それから状況を見ながら少しずつした中で、ただ、今回平均価格として出しているこの13万円という数字につきましては、残っている35筆の平均価格ですので、当初一番高いところに事業がスタートしたところからすると、必然的に、鑑定評価とかそういったものを入れながら、状況を把握しながら当時区画整理のほうには、土地評価委員会等もございましたので、その中で協議しながら額を設定したというようなことでお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 今、財政課長の答弁では約十五、六万円と、16万円とすればこの13万4,980円は、約2万5,000円下がっているということになると私は理解します。

それでは、一問一答続けます。

今後、まだ売れ残っているところは、35区画、35筆ですか。これ以外でもまだのぼり旗がいっぱい立っていると思うんですが、35筆だけですか、この答弁に書いてある。ですから、この、今後売れ残っている保留地を、どのような方法で販売されていかれるのか。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） ちょうどこの換地処分によりまして、区画整理のほうから今議員が仰せられるように、普通財産ということで財政課のほうで受けた形ですけれども、当時55筆ございました。

そして、それから換地処分後に現在、ここにございますように10月末現在で、35筆、35区画ということでなっております。

今後の分譲地の販売方法ということで、質問いただいたわけなんですけれども、今年度につきましても、8月の9日に実は8団体、県内で8団体の6市2町でございますけれども、分譲地の案内区画の新聞広告を出しております。

これはまた、12月の末にも同じような形で掲載する予定にしております。これに基づいて、県内全域の中で販売促進を努めるというような形を考えております。

また、昨年12月の26日にあったんですけれども、不動産取引の専門である鹿児島県宅地建物取引業界、いわゆる宅建業界とも、市有地の売却に伴う媒介の協定を結んでおります。これがちょうど、この市内に55事業所がございます。ですから、この55の窓口である不動産業者とタイアップして、今後はまたさらなる販売強化を図っていきたいというようなふうを考えているところです。

また現在本市におきましては、ホームページのリニューアルということも行っているわけなんですけれども、このリニューアルと合わせて宅建協会とのホームページのリンクも図って、またこれも含めて販売強化・促進を図るということでそういったものと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 詳しい答弁をしていただきました。

次に、きょう最初に質問された同僚議員の話にも質問の中にも出てきましたが、これは市長の長期計画の中にも載っておりますが、平成30年には、30年度ですか、スマートインターチェンジが供用開始の予定ですが、交流人口はどのようになるのか。

あそこの土地、帖佐第一地区の今後、家が今35筆、55筆という説明がございましたけど、どんどん家も建ち、人口もふえていくんじゃないかと思うんですが、そのスマートインターチェンジの供用開始により、交流人口はどのように変化していくのか。

○建設部長（岩穴口弘行君） スマートインターチェンジということで、お答えいたします。

スマートインターチェンジの設置可能性調査、それから接続許可申請、あるいは実施計画書を作成する中では、スマートインターを利用する車の交通量は推計をしているんですけれども、この交流人口のほうは推計していないところでございます。

ちなみに、一日の利用者台数は約2,000台というふうに推計をしております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 次に、帖佐第一区画整理事業は終了したわけですけど、そしてこういうような冊子も市長が出ておられますが、今後の予定はどうなっていくのか。

付近住民はですよ、帖佐駅周辺の事業はどのようになるのか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 帖佐駅、帖佐第一土地区画整理事業は換地処分が終わりまして終了しております。引き続き、帖佐第二地区区画整理事業ということで、計画をしているところでございますが、駅周辺の事業でございますので、帖佐駅を交通拠点といたしまして、駅周辺を良好な都市ネットワークを支える生活の拠点というふうに考えまして、計画は進めているところでございます。

帖佐駅の南側に関しましては、帖佐第一地区と調和のとれた整備のほうを行いたいというふうに考えます。

駅裏の住環境でございますが、こちらのほうも区画整理によりまして、さらに向上ができるようにする必要がございますので、ここらを含めて計画は進めてまいります。

また、帖佐駅前の計画でございますが、駅前広場や、駅前道路の交通の結束機能を強化する必要がございますので、その整備の手法や時期については、財政状況を見きわめながら調査・研究をしていきたいというふうに考えております。

○8番（田口幸一君） よくわかりました。

それでは今の件について、帖佐駅を中心とした事業を継続していくちゅうことですが、これはもう、第一次のあれは事業は終了して、冊子まで報告書までできているんですが、この帖佐駅周辺の事業を行っていくには、新しく認可をとるのか、それとも今までのその認可が生きているのか、どうでしょうか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 帖佐第一地区が終了いたしました。

引き続きといたしますか、次の事業は、帖佐第二地区ということで、新しく認可をとって事業を進めるということになります。

○8番（田口幸一君） 次に、教育委員長のほうにも通告しておりますので、今、教育長のほうからも答弁をいただきましたが、建昌小学校の一番新しい児童数は幾らになるのか、この答弁書の1ページに本年10月1日段階の見込み数として、松原なぎさ小学校の児童数は556人となっておりますということですが、同じく本年10月1日の建昌小学校の児童数は幾らになるのか、同じあれですから、平成27年4月1日の建昌小学校の、……、同じあれですね。

それじゃ、建昌小学校、百数十年の歴史ある伝統校、建昌小学校の関係者は来年27年4月1日に分離して新設校の松原なぎさ小学校と残って建昌小学校に残るわけですけど、そこでお尋ねをいたします。

この伝統のある建昌小学校の関係者は分離することにより、何かコメントがございましたか。

○教育長（小倉寛恒君） 今の数字的には、一旦、この建昌小学校のほうは少し児童数というのは減少するわけですけども、6年後ぐらいになりますと、ほぼ拮抗した数字になってくると現在の状態では数字的には、ほぼ似たような数字になってくると思っております。

ただ、松原なぎさ小学校のほうは、まだそういった宅地の問題、いわゆる遊休地がたくさんありますので、今後、宅地が建設されていくという可能性がありますので、そりゃまあ、ふえるということでございますけども、また建昌小学校のほうもマンションの建設とかどンドン次々に起きているようでございますので、それほど建昌小が大きく数がへっこんでいくという状況にはないというふうに思

っております。

建昌小学校の個々の意見としては、分離新設ということで、真っ二つに分けるわけでございますので、そういった学校の建昌小に残る保護者の皆様、あまり変わらないような対応をしていただきたいという声はございます。

○8番（田口幸一君） それでは、2番目が終わりました、3番目の空き家対策について質問を続けます。

この答弁書の3ページですけど、かぎ括弧でしてあり、上から3行目、空き家リフォーム支援事業補助金制度というのが掲げてございますけど、この内容を説明してください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

空き家リフォーム支援事業補助金制度につきましては、空き家になってる家を人に貸す、または売るとかそういった人が住めるようにするために、改修をする、リフォームをするものに対して補助をする制度でございます。

以上です。

○8番（田口幸一君） 大体大枠は今、川原部長の答弁でわかりましたけど、具体的にその補助金がどういうのに対して幾ら出るか、ここでわからなければ、後でいいですから、わかったら答弁ください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

補助金の内容についてでございますが、一般リフォーム例えば、トイレ、台所といったものに対しまして、事業費が200万円以上のものに対しまして、20%以内限度額20万円ですか、それとあと家の家財道具、空き家にそのままになってる家財道具の処分費としまして、それは上限5万円という補助制度でございます。

以上です。

○8番（田口幸一君） 答弁書によりますと、全体的に始良市の空き家は、高齢化とかそれから少子化によって空き家はふえていくという答弁がなされました。

そこで、空き家をその壊れた、壊れかけたそういう空き家を修理し、まだしかし、空き家といっても立派な空き家もあるかと思うんですが、空き家を修理してそこに入居したいという希望者の調査をしたことがございますか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

空き家の所有者の方に、空き家をどのようにしたいですかということと、そういった調査はアンケートをとっております。

また、わかる範囲内で調査の時点でそういった、どのようにしたいかというのはとっております。何ですか、所有者の方がその空き家を貸したりする、そういったものに関しては調査したことございます。

○8番（田口幸一君） それでは、その空き家があるということで、その空き家がそのままになっておれば、やっぱり景観上もよくないとか、そこで子ども達青少年少女が、空き家で遊んでいるというような事案もあるのではないかと思うんですが、そこでお尋ねをいたします。

空き家において、今までに事件事故が発生した事案があるのか、あればそれを説明してください。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

合併後において、その空き家において例えば火遊び等、あるいは少年少女がたむろして薬物等云々というような事件事故ということについては、把握していないところでございます。

以上です。

○8番（田口幸一君） 先ほどの質問と重なる部分があるかと思うんですが、高齢化そして少子化になれば、始良市でも今後ますます空き家がふえていくと考えられ、これ先ほども言いましたけど、そこでこの空き家対策について部長、市長どちらでも結構ですが、何かよい考えがあれば聞かせてください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

空き家は今後、全国的にも、また始良市においてもふえていくであろうということでございますが、始良市は、現時点で人口の減少というか微増でふえる状況にあります。

また、企業誘致などによりまして働く場の確保もできてまいりますので、そういった条件を整えることによって、そういった解消にもつなげたいというふうにも思いますし、また空き家バンク制度、また空き家リフォーム制度を活用して、少しでもそういった形で活用できればというふうに思っております。

以上です。

○8番（田口幸一君） 空き家については以上で終わります。

それでは、最後のその道德教育について、私の時計で今11時51分ですから12時には終わるように努めます。

それで、河川敷や空き地にペットボトルや空き缶等捨てるのは、一部の大人だと考えます。

そこで、成人学級・高齢者学級等での教育はどのようになっているのか、これが第一点。

それから、もうまとめて質問申し上げます。

一問一答ちょうことですけど、時間の関係で、思川の河原に、土砂がたくさん私のところのすぐ近くに、そこに雑草が生い茂っております。見苦しいと思います。早く雑草を除去してほしいと思うが、どうですか。

それから、堆積した土砂はいつどのような方法で除去するのか、このことについて振興局の県河川港湾課への働きかけはどのようになっているのか。

そして一番最後に、最後にこの道德教育、最後に学校教育、家庭教育においては、このようなそのペットボトルとかいろいろあると思うんですが、道德の教育はどのようになされているのか。

○教育長（小倉寛恒君） まず、一問目のその社会教育関係でございますけど、始良市の社会教育事業

としては、いつでもどこでも誰でも学べる場、ということで設定しておりますけれども、そういう意味で多種多様な生涯学習の場として、女性学級としてあやめ学級、これは、3クラス100人。それから高齢者学級、これはゆずり葉学級として6学級120人ということで、年度ごとに設定して開設しておりますけれども、主な学習内容としましては、暮らしあるいは健康・福祉それから環境教育・人権教育といったことを学ぶ場としてございます。

例えば、山田のリサイクルセンターに研修に行ったり、あるいは重富海岸のいわゆる干潟の学習とか、こういった環境教育についての取り組みをしているところでございます。

やはり成人の学級の場合には、やっぱり可塑性、いわゆる変わる可能性というのは非常に薄いところあります。したがって市民道徳・公衆道徳といういわゆるマナーの面での学習というのを基本に据えた環境教育が中心になってきているという状況でございます。

学校の道徳教育については、教育次長のほうで答弁いたさせます。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えいたします。

始良市の場合は、都市化が進んできてはいますけれども、地域のつながりとか、それから教育力とか、そういったものもまだまだ、よさを残している地域であると思っています。

そこで学校と家庭・地域がともに、子どもたちの道徳性を育むための協議会を市としても設置しております。

特に、始良市の「心の教育いきいき提言」ということで、今後いろいろな場で、提言を示して地域の方々保護者にも協力を得ようと思っています。

特に、今、子ども達の資質として求められているのが、郷土愛であるとか、それから公共心を養う気持ちであるとか、決まりを守る規範意識を高めるということとか、礼儀を重んじる心とか、こういったようなことを重点にしながら、具体的には、挨拶の励行とか環境美化活動に参加するとか、思いやりや親切の啓発をするとか、こういったようなことに取り組もうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員。

先ほど、2番目から4番目の質問については、この質問とは直接関係ないようですが、答弁が必要ですか、その後また何か質問されますか。

○8番（田口幸一君） それは議長が通告外ということで、判断されるのであれば、それで結構です。

答弁は、もうこれ以上、質問はいたしません。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（湯之原一郎君） これでしばらく休憩します。

午後からの会議は、午後1時から開きます。

（午前11時57分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、10番、本村良治議員の発言を許します。

○10番（本村良治君） 登壇

傍聴席の皆さん、こんにちは。きょうは議会の傍聴にきていただきありがとうございます。私は本村良治です。

先に通告した3項目について質問を行います。

項目1、子育て支援について。

来年4月から、子ども・子育て支援制度が大きく変わる。9月議会で、制度的に変わることは部分的には理解できた。今回は個々の内容について問う。

要旨1、始良市が今回の新しい制度変更の中で、最も力を入れて推進するのは何か。

要旨2、子ども・子育て支援法と認定子ども園法は何を目的としているか。

要旨3、保育指針の成立過程とその背景にはどのようなものがあるか。

要旨4、保育について定義はどのようにになっているか。

要旨5、保育所の役割はどのように位置づけられているか。

要旨6、児童福祉施設最低基準はどうなっているか。

要旨7、待機児童の解消は今後どのようになっていくか。

項目2、フッ化物洗口について。

虫歯予防に有効だという利点だけが強調されて、フッ化物洗口の取り組みが県下で進められようとしている。負の側面は、ほとんど話題になっていない。両面を保護者へ説明して、保護者の判断に任せるのがよいと思う。

私は、学生時代に科学の実験でフッ素化合物を使ったことがあった。実験室でびっくりしたのは、ガラスも溶かすほどの劇薬だったことを鮮明に覚えている。もちろん、洗口に使用されるものは化合物の種類と濃度に違いはあるだろう。とにかく、取り扱いには慎重にしたほうがよいというのが私の経験上の感想である。

要旨1、フッ化物洗口について、どのように考えているか。

要旨2、洗口に使用するフッ化物の正式な名称は何か。

要旨3、このフッ化物は、どのような性質を持っているか。また、他にはどのような用途に用いられるか。

要旨4、フッ化物の保管・管理は誰が責任を持つか。

要旨5、保管場所はどこか。

要旨6、誤飲した場合、その後の処置は誰がどのように行うか。

項目3、教職員の多忙化解消について。

9月議会で、多忙化解消の取り組みは学校でなされていることはわかった。今回は、取り組みの具体的内容と実効性を問う。

要旨1、「労働時間記録カード」導入の際に、その目的とその後の活用策についての説明はあったか。

要旨2、答弁で職員会の回数を減らすという内容があったが、実効性について具体的な説明を求める。

要旨3、「仕事上の資料の共有化を図り」とあるが、どのような方法で行うのか、具体的な説明を求

める。

要旨4、教育委員会の取り組みとして、市の行事の精選や電子メールの活用について、具体的に説明せよ。

要旨5、校内安全衛生委員会の開催回数と、具体的な協議内容を例示せよ。

要旨6、県下の自治体において、総括安全委員会の設置状況はどうなっているか。

要旨7、始良市でも、教育委員会に総括安全委員会を設置してはどうか。

要旨8、ことしで第65回目を迎えた全国労働安全週間において、何も取り組みをしなかったのはどうしてか。

2回目は、質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

本村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目のフッ化物洗口について、及び3問目の教職員の多忙化解消についてのご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の子育て支援についての1点目のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度は、待機児童の解消を大きな柱とした子育てをめぐる課題を解決するため、消費税率引き上げによる増収分を財源に「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を推進するとされております。

今回の支援制度の大きな柱である待機児童の解消については、認可保育所等の施設整備や、定員の増により保育の場をふやしていきたいと考えております。

また、気軽に親子の交流や、子育て相談ができる地域子育て支援拠点の拡充、急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のニーズに合わせての一時預かり事業等の地域子育て支援事業の拡充に努めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

子ども・子育て支援法は、子ども・子育ての支援や給付を行い、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的としております。

また、認定こども園について規定している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律は、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育、並びに保護者に対する子育て支援の提供の推進、環境の整備を目的としております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

保育所保育指針は、昭和40年に保育所保育のガイドラインとして制定され、保育所における保育の内容や、これに関連する運営等について定められており、平成20年の改定において、児童福祉施設最低基準第35条に基づく厚生労働大臣の告示とされております。

また、同年の指針改定の背景としまして、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化、子ども家庭福祉・保育施策の進展などが挙げられます。

4点目のご質問についてお答えいたします。

保育は、乳幼児を適切な環境のもとで、健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することであるとされております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

保育所は、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担うとともに、保護者に対する支援を行うことと定義されております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

児童福祉施設最低基準については、題名が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改正され、当該基準において、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとして最低基準が設けられております。

7点目のご質問についてお答えいたします。

今年度中に3園の保育所等が整備され、また、来年度から3園の幼稚園等が認定こども園への移行希望があり、そして保育所1園が定員増を行う予定であることなどから、来年度の認可保育所の入所定員は、今年度と比べて287人ふえる見込みであります。

さらに、平成28年度以降も幼稚園から認定こども園へ移行する施設も予定されており、待機児童の解消が図られていくものと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目のフッ化物洗口についての1点目のご質問にお答えいたします。

フッ化物洗口の実施につきましては、文部科学省や県教育委員会において、特に推奨しているところではありませんが、県教育委員会としましては、それぞれの学校で実施する場合は、厚生労働省通知による「フッ化物洗口ガイドライン」に基づき、具体的方法や期待される効果、安全性に関する保護者への説明を行い、同意を得て実施するよう指導しているところであります。

フッ化物洗口は、歯の質を強くすることや、むし歯予防に効果があることは認識しておりますが、全ての保護者の承諾が必要であること、教師が一斉に指導する時間を確保すること、薬剤の保管・管理のための設備が必要であることなど、学校での実施については様々な課題が残されているところであり、本市の学校においては、現段階では実施する予定はありません。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

洗口に使用するフッ化物の正式名称は、フッ化ナトリウム水溶液のことであり、無色の固体で、カルシウムによる歯の再石灰化を促進したり、むし歯に強い歯をつくったりする性質があります。

4点目から6点目までのご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

現在、本市においては実施する予定はないため、保管場所等については検討しておりません。

次に、3問目の教職員の多忙化解消についての1点目のご質問にお答えいたします。

出退時刻記録カード導入にかかるその目的と活用策については、校長が職員の勤務状況を把握し、心身の健康に配慮するような取り組みを進めていこうとするためのものであることを、どの学校でも説明し、実施しているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

職員会の回数を減らすことについては、例えば、これまで別々に行っていた生徒指導上の会議を一本化するなど、会議全体の回数を減らすことで時間の確保がなされており、その実効性は各学校からの報告によると、事務の効率化に寄与しているとのこととあります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

仕事上の資料の共有化を図ることは、例えば、学校の校務分掌のそれぞれの担当者が起案した資料をデータとして保存しておき、次年度の新しい担当者がそのデータを活用して、当該年度の資料作成

を行うということであります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

市の行事の精選や電子メールの活用については、これまで個々に実施していた研修会で関連性のあるものを統合したり、実施回数を減らしたり、また、今まで紙媒体での報告書類を電子メールでの報告で受け付けるようにしております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

各小・中学校で開催する安全衛生委員会の実施状況については、本年度は全ての学校で年3回、延べ62回実施する計画であります。

安全衛生委員会の協議内容については、職場環境や職場のコミュニケーションに関すること、職員の健康保持増進を図るための対策などが主な内容となっております。

また、産業医や内科医による健康指導や健康相談も実施しております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

現在、県内においては、2市3町の自治体が総括安全衛生委員会を設置しております。

7点目のご質問についてお答えいたします。

衛生委員会は、各学校において職員の健康障害を防止することや、職員の健康保持増進を図ることを目的にしており、各学校における衛生委員会の充実を図ることが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、教職員の心身を安定・充実させるためには、まず、学校現場での教職員の意識改革や、管理職の労働安全衛生に関するリーダーシップの涵養が先決だと考えており、そのため衛生委員会の機能の向上を図っていきたいと考えております。

そして、各学校の意見や要望等を把握し、必要な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、総括安全衛生委員会の設置については、現段階では考えておりません。

8点目のご質問についてお答えいたします。

全国労働安全衛生週間における取り組みについては、厚生労働省が示している実施要綱に基づいて、学校の実情に応じ、取り組みを決めて実施しているところであります。

具体的には、薬剤師による環境検査や熱中症予防対策、喫煙防止対策、定時退庁日の設定、衛生委員会の開催などが主な内容となっております。

以上で、答弁を終わります。

○10番（本村良治君） 子育て支援の要旨3に関連して再質問いたします。

保育所の保育について、どのような議論がなされてきたか。

○議長（湯之原一郎君） ただ今の、保育所の保育についてはどのような議論がなされたかと。

○福祉部長（脇田満穂君） 保育園、保育所の保育について、どのような議論がというご質問でございました。で、ただ今本市におきましては、子ども・子育て支援の新制度に向けまして一番のポイントはやはり先ほどの答弁でもございましたけれども、まずは待機児童の解消を図ることが一番のポイントでございました。で、30数名の待機児童、これはあくまでも国に報告するための待機児童でございまして、それ以外に潜在的な方がおられるということはもう承知いたしておりました。そういう観点からまずは施設をふやして待機児童を減らす、その次に認定こども園のほうに広げていって、

認定こども園になっていただくことによって保護者の利便性、幼稚園でいた子どもがその施設の中で長時間の保育のほうに変わることができるという、園も変わらずにいいという、そういう方向性のものと認定こども園を周知といたしましょうか、変更を図っていただくような方向性を図っております。

以上が、今回の保育についての方向性でございます。

○10番（本村良治君） 今の答弁の中で、潜在的待機児童という言葉が出てきましたが、そのことについて説明をお願いします。

○福祉部長（脇田満穂君） 答弁いたします。

国に報告する基準の中で、うちは31名、ことしの4月1日では31名という報告をさせていただいてます。それ以外にも潜在的にと申し上げましたのが、待機児童の三十数名もちろん、年齢別もしくは近隣の、もしくは勤務先に向かう途中で預けていただけるのが一番ベストでございます。ただ、近隣もしくは勤務先の方と逆行するようなところに預ける、それだったらありますよというような例がございます。そうしますと、朝のお忙しい時間もしくは夕方時間等でお預けになることが難しいとなりますと、潜在的な待機のほうに回っていくというようなのが1つの例でございます。

以上でございます。

○10番（本村良治君） 再確認の意味で聞きますが、保育所そのものの機能についてどのように整理をされていますか、再確認します。

○議長（湯之原一郎君） 保育所の機能についてはどのように整理されたかと。

○福祉部長（脇田満穂君） 保育所の機能ということのご質問でございました。

現在、国が進めておられますのは、女性が社会に進出をすると、そのためには子どもをお預けして働く場、それから女性の政策的なといたしましょうか、単なる労働力ではなくて、持っておられる特性、そういうものが発揮できる社会をつくるというのが今の国の流れであろうと承知いたしております。そういう観点からまずはお預けできるという、教育、そういう部分も大事なんですけれども、まずはお預けできる場を多くするということが今、始良市の課題ではないかということでございます。

以上でございます。

○10番（本村良治君） では、要旨6に関連して聞きます、6、いいですか。

小規模保育施設、家庭的保育施設はこの基準を満たしているか、小規模家庭的基準を満たしているかということです。

○福祉部長（脇田満穂君） ただ今のご質問は、小規模の保育所のことだと、はい。で、今回の子ども・子育て新支援制度の中では、19歳以下の方も給付の対象になるというのがただ今のご質問にありました小規模関係の施設でございます。で、現在のところ手を挙げていただいているところはないところでございます。といいますのも、この夏以降の中で期間が短かったということだろうと思っております。したがって、来年度、今回の27年4月以降の様子を見られる中で、できれば19歳未満のそう

いう小規模、以前の質問でもございましたが保育ママ的なそういう制度を利用される方がおられればありがたいかと思っております。

以上でございます。

○10番（本村良治君） 同じく要旨7に関連して質問いたします。

まず1番、待機児童の定義についてどのように把握をされていますか。

○福祉部長（脇田満穂君） 待機児童の定義ということで、先ほども若干触れさせていただきましたけれども、31人の数字の根拠は3か所、始良市内で3か所の保育園を、保育所を認可保育所を含めてそうすけれども、選ばれなかった、すなわち先ほどいいましたように、1か所しか、ここでしか私はお預けできないという方もしくは2か所までの方はその待機のほうに、正式なカウントに入っていないということでございます。

以上でございます。

○10番（本村良治君） 今後の定員増により、どのくらい解消されると見込んでいますか。

○福祉部長（脇田満穂君） 定員増の先ほどの答弁の中で、今年度に比べて280人という数値を出させていただきました。これが、現在予定されておられるところ全て正式にといいましょうか、そのまま信じて計上した数値でございます。ただ、今後どの程度増減があるのかちょっとわからないんですが、この287につきましてはゼロ歳から未就学児全ての数字でございますので、本来ゼロ、1、2、そういう年齢的に低いところ、そこの定数が広がっていただければ1番ありがたいというふうに考えております。したがって、そこの預ける保護者が今回4月に向けてどの程度おられるのか、場合によっては、そこの年齢層によっては待機に回る可能性もあるかもしれないというふうには考えております。

○10番（本村良治君） 項目3について、再質問をします。

答弁の中に、行事の精選を進めるといふくだりがありますが、どんなところで行事の精選があったか、そこをお願いします。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えします。

例えば、さまざまな会議とか行事等でも、似たような生徒指導上の課題のものとか、それから職員会議等でも職員研修の中で同じような内容のものがあつた場合には、そのようなことで2つのものを1つに精選したりして行っております。

○10番（本村良治君） 教職員の多忙化について、要旨7について再確認していきます。総括安全委員会を設置しない理由も再確認、もう一回説明をお願いします。設置理由再確認します。

○教育長（小倉寛恒君） 今現在、それぞれの学校でいわゆる衛生委員会というのは年3回実施しております。そして、それらの協議内容あるいは要望事項それら全て私どもで集約しているところでござ

いまして、また、その要望事項の中で解決できるものは早急に解決するということで進めております。

総括安全委員会というのは、全体の中での代表者をということで、そういう意味では職場からより遠くなる場所での協議ということで、その効果という意味からは、やはり、今の衛生委員会の機能を高めることが、それぞれの学校の衛生委員会の機能を高めることが、より働く教職員にとっては一番大切なことかということで、特に総括安全委員会を開催するという点については、現段階では検討しておりません。

○10番（本村良治君） 最後に、全国労働安全週間に対し、安全衛生週間に対し、基本的認識はどうですか。基本的認識はどうですか。

○教育長（小倉寛恒君） この全国労働安全衛生週間につきましては、ことしも8月の20日に通知文を教育委員会のほうからそれぞれの学校に出しております。9月の1日から9月30日がいわゆる準備期間、そして10月1日から10月7日、1週間がいわゆる労働安全衛生週間ということで、具体的には実施内容の項目としては、12項目挙げて、それぞれ学校の実情に応じて、この労働安全週間に取り組むべきことを実施してくださいということで通知文出しております。

結果としては、それぞれの学校で、その12項目の中から必要なことを取り組んでいるところでございます。

○10番（本村良治君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで本村良治議員の一般質問を終わります。
次に、4番、竹下日出志議員の発言を許します。

○4番（竹下日出志君） 登壇

生活者のための政治を推進します、公明党の竹下日出志でございます。

公明党は11月17日、結党50年の大きな節目を迎えました。長きにわたり、公明党を支え、見守ってくださった党员、支持者、国民の皆様は心より厚く御礼を申し上げます。

日本の柱、公明党、大衆福祉の公明党、昭和39年11月17日、大会会場の左右に大きくスローガンを掲げ、開かれた結成大会、庶民の声を代弁する政党はないのかという国民の期待を担い、庶民の中から誕生した公明党は、以来50年、福祉、教育、環境、平和などの分野で実績と信頼を積み重ね、国政の責任ある一翼を担う政党へと発展を遂げました。現在の公明党の躍動は、結成時の誓いをそのまま体現していると自負しています。

この50年で国政に登場した政党は60を超えます。そのほとんどがさまざまな風雪に淘汰され、消えて行きました。公明党が風雪に耐え抜き、50年という年輪を刻むことができたのは、ひとえに党员、支持者の皆さまが我が身を省みず、ご支援してくださったからであり、感謝の念は尽きません。

大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいくとの不変の立党精神が党の根幹に脈々と受け継がれてきたからこそ、公明党はその存在価値を失わず、中道主義の政党として右にも左にも偏しない日本の政治の座標軸としての役割を果たし得ているのだと思います。

地域の小さな声が地方議会、さらには国会に届き、政治に反映するこうした役割、機能を果たすこ

とができるのは公明党しかありません。このネットワークの力を最大限に生かし、民意をつかむ感度を高め、政策を磨き、実行し続ける限り、公明党に行き詰まりがないと確信しています。

次の50年へ、今再び中道主義、人間主義の旗を高く掲げ、次なる時代を築くのは我々公明党であるとの自覚と決意を新たにし、前進を開始してまいります。

私はさきに通告しました2項目について質問します。

はじめに、健康増進とがん対策について質問します。

がんは、昭和56年より我が国の死因の第1位であり、平成24年には年間約36万人が亡くなっており、今後とも人口の高齢化に伴い、死亡者数の増加が見込まれています。

がんによる死亡者数を減少させるためには、早期発見、早期治療が重要であることから、がん対策基本法では、がん検診の受診率向上、がん検診の普及啓発その他必要な施策が求められています。

要旨1点目、胃がんは罹患数、死亡数が多く、近年ヘリコバクター・ピロリ菌の感染が主な原因とわかり、胃がんの撲滅も夢ではなくなったと言われていています。本市の胃がん検診にピロリ菌検査を実施する考えはないか伺います。

要旨2点目、がん検診の受診向上のため、かかりつけ医など医療機関からがん検診の受診を促す考えはないか伺います。

要旨3点目、多くの市民の皆さんが集まる場所を活用して、がん検診の普及啓発のイベントを実施する考えはないか伺います。

要旨4点目、学校における健康教育の一環として、児童生徒ががんについて学ぶ機会を設け、成人してもがんの予防につながる健康的な生活を送ることができるよう、がんに関する正しい知識の普及を推進する考えはないか伺います。

要旨5点目、健康づくりに取り組み、検診受けて健康チェック、健康教室やイベントに参加していきいきリフレッシュ「アイラリー」を推進する考えはないか伺います。

次に、食品ロス削減運動について質問します。

私たちの周りは一見飽食の時代に見えますが、その裏では大量の食品ロスという大きな課題が生じています。

日本で年間500万tから800万tの食品ロスが出ており、その約半分の200万tから400万tが家庭から排出されています。

長野県松本市では、食育の推進、生ごみの削減の観点から、「もったいない」をキーワードとして、あらゆる世代、家庭や外食時などさまざまな場面で食べ残しを減らす取り組みを進めています。

要旨1点目、飲食店から出る食品ロスの約6割はお客さんの食べ残しです。外食では食べられる量を注文する、また会食や宴会などでは乾杯後の30分間とお開きの10分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす「残さず食べよう！30・10運動」を進めています。本市でもこの運動を推進する考えはないか伺います。

要旨2点目、松本市の調査では、手つかずの未利用食品や野菜の可食部等が多く廃棄されていました。そこで、「残さず食べよう！30・10運動」の家庭用版として、毎月10日はもったいないクッキングデー、今まで捨てていた野菜の茎や皮などの可食部を使い、子どもと一緒に料理をする、毎月30日は冷蔵庫の賞味期限、消費期限の近いものや、野菜、肉などの傷みやすいものを積極的に料理し、家庭で取り組む日として周知啓発を行っています。本市でもこの運動を推進する考えはないか伺います。

要旨3点目、市内の保育園、幼稚園児を対象に食べ物をつくってくれた人への感謝や資源の大切さを忘れない心を育み、食べ残しをなくして食品ロスを減らすための参加型の環境教育を行っています。また、家庭にはパンフレットを通して、啓発運動を行っております。本市でも園児対象の環境教育を実施する考えはないか伺います。

要旨4点目、始良市生活学校連絡会・始良市衛生協会では、食品ロスの多さに気づき、一人でも多くの市民が削減に取り組み、捨てず、残さず、使い切るを実践することは、ものを大切にすること、さらに入り口からのごみ減量につながります。

そこで、食品ロス削減ロゴマーク・ろすのんと始良市のくすみんなが呼びかける冷蔵庫に貼れるステッカーを作成し、市内全世帯に普及させ食品ロス削減に取り組む考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

竹下議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の健康増進とがん対策についての4点目、及び2問目の食品ロス削減運動についての3点目のご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の健康増進とがん対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市においても、男女とも死因の第1位はがんとなっており、毎年約200人の方が亡くなっていることから、がん対策の強化は、市が取り組むべき健康課題の一つと認識しております。

本市の胃がんによる死亡者は、男性については、肺がんに次いで第2位、女性については、大腸がん、肺がんに次いで第3位となっております。

胃がんによる死亡者数を減らすためには、早期発見、早期治療が重要であることから、市におきましては、毎年胃のエックス線検査による住民検診を実施しているところであります。

ピロリ菌は、胃がんの発生につながる委縮性胃炎を起こすことが証明されており、胃がん検診への導入も検討されておりますが、厚生労働省の「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン」によりますと、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分なことから、集団を対象とした住民検診としては推奨しないと判定されております。

市といたしましては、ガイドラインで住民検診として推奨されている胃のエックス線検査を今後も継続しながら、さらにピロリ菌検査に関する情報収集にも努めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

かかりつけ医は、その方の健康状態を把握しているという点からも、議員仰せのとおり、医療機関側からがん検診の受診を勧めることは効果的であると考えております。

また、検診は普段病院へ行く機会がない方を対象にしておりますので、かかりつけ医だけではなく、市からの働きかけもさらに強化していきたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

今年度、がん検診の普及、啓発活動に関する単独イベントの開催は計画していないところでありますが、去る10月11日に約600名が参加された「ヤング献血フォーラム」の会場において、子宮頸がん検診に関するチラシの配布、パネルの展示を行ったところであります。

また、来年1月11日に開催される成人式では、子宮頸がん検診の普及啓発のためのリーフレット配布をしており、さらに1月29日には、始良市女性団体連絡会と共催で開催する「始良市女性のつどい」の中で、女性がんの予防と検診の必要性について、体験談を含めた講演会を行う予定であります。

す。

今後におきましても、いろいろなイベントを活用して、普及・啓発活動を推進してまいります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

本年度の新規事業としまして、本年9月から20歳以上の市民を対象に、健康づくり応援ポイントラリー事業と高齢者元気度アップポイント事業をタイアップした通称「アイラリー」を実施しております。

アイラリーは、健康づくりの目標を立てる、検診などを受ける、健康づくりや介護予防につながるイベントや講座、教室に参加することで、ポイントを集めて応募し、商品券への交換、抽選で特産品が当たるといったものであります。

来年度以降も実施する予定であり、市民の皆さんが楽しみながらアイラリーに参加されることで、健康づくりや生きがいづくりの輪が広がり、健康の保持・増進、介護予防などにつながっていくものと考えております。

次に、2問目の食品ロス削減運動についての1点目のご質問にお答えいたします。

食品ロスは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第2項において、食品廃棄物等と定義されており、同項第1号において、食品が食用に供された後に、または食用に供されずに廃棄されたものと、また同項第2号において、食品の製造、加工または調理の過程において副次的に得られた物品のうち、食用に供することができないものと規定されております。

日本の食料自給率は39%で、大半を輸入に頼っておりますが、その一方で、まだ食べられるものを捨てているという現実があり、これはフードマイレージの観点からも、環境的に重要な課題であると認識しております。

農林水産省が平成21年度に実施した食品ロス統計調査では、メーカーにおいて返品や規格外品、小売店では新商品販売に伴う撤去食品、飲食店では食べ残しのほか、客に提供できなかった仕込み済みの食材などが理由として挙げられています。

各種会合での宴会において発生する食べ残しがそのまま生ごみとして最終的には焼却処理され、環境負荷の一因になると考えられますが、残さずに食べることが食品ロスの削減、結果的に生ごみの発生抑制につながることにになると考えております。

食品ロスの削減についても、もったいないと思われるとともに、生活ごみの発生抑制の面から環境的に重要な課題であると認識しております。

環境行政には多くの団体に協力をいただいております。環境美化運動や水質浄化、マイバッグ運動などを初め、始良市生活学校など食品ロス削減を目的とする30・10運動と同様な活動を行っている団体もあり、今後もこのような団体活動を支援していきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

食品ロスの半数は家庭で発生しており、このうち手つかずのまま捨てられているものが2割あると言われております。

家庭で出る調理くずの中には、未利用の可食部分が多くあるとされておりますが、このほか賞味期限の近づいた生鮮食品など、これらを早めに調理して活用することは、食品ロス発生の抑制につながるものと考えます。調理方法については、政府広報でも紹介されておりますが、市の広報紙においても昨年度から特集を組み、食品ロス削減を意識した料理方法を紹介しておりますので、今後も引き続き広報などで情報提供をしていきたいと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

食品ロスの削減についての広報ステッカーは、始良市生活学校連絡会において、既に同様のシール式のものを作成されております。

今後は、出前講座や各種会合、スーパーや飲食店での配布など、さまざまな手段・手法でシールの活用がなされていくものと考えております。

市といたしましては、このような環境に理解のある団体の活動を側面から支えてまいります。

○教育長(小倉寛恒君) 1問目の健康増進とがん対策についての4点目のご質問にお答えいたします。

現在、本市の各小・中学校では、学習指導要領に基づいて、小学校6年生と中学校3年生がそれぞれ保健体育科の中で、健康の保持増進と疾病予防の観点から、がんの予防も含めた学習を行っております。

本年度、がん対策基本法に基づき、文部科学省ががん教育のあり方に関する検討会を設置し、モデル事業をスタートさせたところであり、市といたしましては、今後、国・県の動向や助言を踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

次に、2問目の食品ロス削減運動についての3点目のご質問にお答えいたします。

国における食品ロスの削減については、農林水産省が食品ロス削減国民運動を展開しているところであり、文部科学省においては、その一環として、学校における食育の取り組みの中で、給食の時間等に食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心を持つことを主な指導内容としております。

現在、本市の幼稚園では、文部科学省が示している食に関する指導の手引きに基づいて、子どもたちが昼食の時間を中心に、感謝や資源の大切さを忘れない心を育み、残食をなくすよう指導しております。

また、家庭においては、家族の中のふれあいを通して、基本的な生活習慣を形成する場であり、幼児期は子どもの心身の基礎を築く大事な時期であることから、家庭における食育を推進することが重要であると考えております。

来年度から全ての幼稚園で完全給食を実施することから、今後もより一層子どもに望ましい食習慣を身につけさせるために、幼稚園と家庭が一体となった食育や、食品ロスを減らす環境教育の実践に努めるよう指導していききたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○4番(竹下日出志君) 健康増進とがん対策について再質問いたします。

ピロリ菌の除菌で胃がんの撲滅につきますて伺います。

毎年およそ11万人が胃がんを発症し、約5万人の方が亡くなっており、胃がんによる死亡者数はおよそ40年横ばいで、政府の胃がん対策は現在必ずしも功を奏しているとは言えない状況です。

平成23年11月、北海道大学の浅香正博特任教授が胃がん撲滅計画、我が国から胃がんを撲滅するための具体的戦略を提唱し、日本医師会医学賞を受賞され、ピロリ菌を除菌することにより、胃がんを撲滅できることに対し、大変大きな反響がありました。

約20年前、1993年に国際がん研究機関は、胃がんの原因の一つがピロリ菌だと結論を出し、医学界の国際的な常識となっておりましたが、我が国では平成23年3月、政府がようやく胃がんとピロリ菌

の関係性を容認し、12月、参議院厚生労働委員会の審議で、政府はピロリ菌の除菌により、胃がんを予防できるとして、今後検査、除菌方法を検討するとの答弁がなされております。

北海道大学の浅香教授は、胃がん患者の95%はピロリ菌に感染した人で、ピロリ菌に感染していない人の胃がんの発症はほとんどないと言われております。

現在の胃がん検診は、バリウムを飲み、検査台で上下左右に動いて、レントゲン撮影を行っております。この検診は、心理的、肉体的に相当な負担が大きいですので、胃がんの早期発見能力が低いとも言われております。

平成24年度に九州で初めてピロリ菌検査を福岡県添田町は導入しました。あわせて、胃の委縮度を測るペプシノーゲン検査も実施され、今では手軽な血液検査のみで胃がんの発生リスクを知ることができます。ABC検査が行われています。そこで、負担の高いバリウムによる胃がん検診を徐々に手軽な血液検査、ABC検査に移行していくことはいかがでしょうか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えします。

答弁でも申し上げましたように、有効性評価に基づく厚生労働省のガイドラインにおきましては、ピロリ菌検査が胃がんに結びつく、つながる要因があるということについては評価しておりますけれども、胃がんの死亡率が減少するという点については、まだ言及はしておりませんので、現在のところ集団検診では、エックス線による胃の透視を実施したのでございまして、議員のおっしゃるABC方式につきましては、血液検査による方式でございしますが、それには医者の方の待機とかいろいろなスタッフの整備、それから検査に要する時間等ございまして、なかなか集団検診には適正でないというふうに判断しております。

人間ドッグ等について、個人の判断によってやることについては推奨しているところでございます。以上でございます。

○4番（竹下日出志君） 市長へ伺います。

我が国では、胃がんの治療費として、1年間に約3,000億円が出費されていると言われておりますが、何の対策もせず10年間も放置すると、胃がんの治療費は約5,000億円を超える可能性が大きいと考えられております。

胃がんを撲滅するためには、胃がんの大半がピロリ菌感染によって生じることを市民に理解してもらうよう努めることも必要であります。

そこで市長、本市でも胃がん検診とは別に、ピロリ菌検査と除菌を実施することで、胃がんの早期発見、予防対策として考えてみてはいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 胃がんの撲滅について、何といたしましても早期発見・早期治療が一番大事であるということは認識しております。そういうことから、今後とも、必ず年に1回検診を受けていただくということを勧めながら、そしてその有効性というようなところが実証されるということになりましたら、その時点でまた判断をしたいというふうに思いますが、現時点では、当面の間は、その指針がはっきり出るまでは、この方法でいきたいと思いますが、要は、検診を必ず受けていただくことが肝要であろうというふうに思います。

○4番（竹下日出志君） がん検診の受診率向上について再質問いたします。

東京都墨田区では、区民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、必要なときに身近な地域で適切な医療を受けられることが不可欠です。そのためには、地域の医療機関がそれぞれの役割を分担し、相互に連携する仕組み、医療連携が必要です。また、医療が高度に専門化する中で、適切な医療機関で受診するためにも、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことが重要であります。

かかりつけ医を持つメリットとして、病気かなと思ったとき、まず、相談できます。家の近くにありますので、すぐに受診でき、通院するにも便利です。入院や特殊な検査が必要な場合には、適切な医療機関を紹介してくれます。かかりつけ歯科医を持つメリットとして、治療法などをわかりやすく説明し、相談にも応じてくれます。歯石除去、予防のための指導などが受けられます。生涯にわたり長く診てもらえます。かかりつけ薬局を持つメリットとして、薬や健康に関することで、疑問や不安に感じたときに相談に乗ってくれます。複数の医療機関で処方を受けている場合、同じような効果の薬が重なっていないか、薬の飲み合わせなどの確認をしてくれます。

がんは不治の病ではありません。検診、診断と治療の進歩によりがんが治る確率は上がってきました。さらに、早期の段階でがんを発見できれば、治癒率はよくなります。がんを早期発見するためには、自覚症状がないうちにがん検診を受けることが大切であります。自分にはがんにはならない、ぐあいが悪くなったらすぐに病院に行くから大丈夫などと考えずに、あなたの大切な命を守るため定期的にごがん検診を受けましょう。また、検診の結果、精密検査が必要と判定された場合は、がんであるかどうかの確定診断を行うために、必ず精密検査を受けましょうと広報活動しております。

そこで、本市でも、市民の皆さんに、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことを推進することで、がん検診の受診率向上につなげる考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 今、健康に関して、当然、医師会、医師の協力がなくしては、これらの議員御提言の施策はできないわけでありまして。そういうことから、この私に課せられた役目といたしましては、まず、第一義には市民の健康と安全を守るということでありまして。そういうことを考えましたときに、本市に開業をされておられる先生の全体の協力なくしては、このかかりつけ医の問題の解消ということではできないと思っておりますので、今後とも、このことについてはしっかりとお願いをし、努めていきたいと思っておりますし、かかりつけ薬局等々の問題につきましても、このお薬手帳等の問題もあるというふうにも聞いております。そのことから、かわる仕組みとして、今、いろいろと普及しております機器を利用しながら、できないかどうかなども含めて深度を深めて研究をしていき、そして、三者連携ができる、つまり医師会、薬剤師会、歯科医師会の連携のもとに、市民の健康を守るということに努めていきたいと、今、思っているところでございます。

○4番（竹下日出志君） がん検診の普及啓発について再質問いたします。

東京都豊島区では、がんに関する正しい知識を知っていただくため、がん予防ライブを毎年行っております。2014年豊島区がん検診受診勧奨イベントとして、「こころに響く音楽と演技の祭典」として、参加無料、予約不要、ご家族やご近所の方など皆様お誘い合わせの上、サンシャインシティにお越しくださいと多くの市民が集まる場所を活用して、がん検診の普及啓発イベントを行っております。

市長に伺います。鹿児島県赤十字血液センター主催の第4回鹿児島県ヤング献血フォーラムが先月

10月11日加音ホールで開催され、第1部の献血フォーラムに市長も参加されました。第2部では、アーティストchay（チャイ）、テラスハウスまいまい永谷真絵さんのライブが行われ、参加者は高校生以上29歳以下約600人の参加でフォーラムが開催されました。私も出席させていただき、これを契機に若者の皆さんが献血に対する意識が高まり、本県の献血者の増加につながるのではと期待しております。

このように、多くの市民が集まる場所を活用して、第1部でがんに関する正しい知識を知っていただくためのフォーラムを開催、第2部では心に響く音楽と演技の祭典、がん予防ライブを開催することは、市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 先ほど、献血の推進といいますか、そのことについて、加音ホールで行いました、このことは大変参考になりまして、一つの手段として大変有効であるということは学んだところでもあります。

そのようなことから、やはり、行政が直接的に働きかけることも大事でありましょうが、こういう若者を代表するような、ちょっと著名な方々もしくは地域でもそのような活動をされている方々がおられると思いますので、そういう方々を介して呼びかけをするということは有効であろうと思います。今後、研究してまいります。

○4番（竹下日出志君） 日本では、2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなります。それほど身近な病気なのに、日本人はがんのことをあまり知りません。欧米などと比較して、がん検診の受診率が極端に低いのは知識や情報がないことも大きな原因です。

国のがん対策推進基本計画では、がん検診受診率50%以上の早期実現を目標にしております。がんに対する正しい知識が広まれば、これも可能になります。

日本対がん協会では、文部科学省、厚生労働省と連携し、主に中学、高校生を対象としたがん教育を推進するために、2009年12月にがん教育基金を設立しました。この基金をもとに、若いうちから早期発見、早期治療の重要性をしっかりと認識してもらうための活動を行っております。子どもたちは家庭、学校、メディアなどでがんの情報を得ることはできます。しかし、そういった場所で正確な情報に基づいた教育が行われていると言えるでしょうか。

日本対がん協会では中学3年生を対象としたがん教育DVD「がんちゃんの冒険」を製作し、希望する中学校に無償配布しております。また、中学高校に出向いて、がんの出前授業を実施することも計画しております。そこで、本市でも日本対がん協会が作成したがん教育DVDを活用している学校はありませんか。また、学校に出向いてがんの出前授業を実施することで、がん教育を推進する考えはないか伺います。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えします。

現在、学校におけるがんに関する教育というのは、学校におきましては、がんの特化した教育、内容というのは取り扱っていない状況でございます。

答弁書の中にもお答えいたしましたけれども、学校での現段階での取り組みとしては、保健指導の中で、喫煙が、例えば発がんのリスクが高くなるとか、それから心筋梗塞のリスクが高くなるとか、それから肥満が生活習慣病や発がんのリスクが高くなるとか、そういった内容で取り扱っております。

また、薬物乱用についての知識であるとかそのような内容についてがんと関連性のある内容について指導しているところでございます。

そういう状況なんですけども、指導する教師側に少しがんに関する知識というのがあまり高まってない、乏しいということも挙げられると思います。

議員がおっしゃるように、今後、文科省とかそれから県からの指示を受けながら研究を進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○4番（竹下日出志君）　がんを正しく理解すれば、大人に成長してからも検診の受診率アップが期待できます。闘病生活を送る人々の体験談を聞くことで、健康や体調管理に関心を持つきっかけになるはずであります。

文部科学省は、ことし秋から3年間、各地の小中高校でモデル授業も展開し、教育内容の改善や教材開発につなげるとしております。がんを発症する原因などの説明は専門知識がないと難しいと思います。実施にあたっては医師やがん経験者を外部講師として招き、協力を得るなど指導方法の工夫が必要でもあります。児童や生徒の中には小児がんの当事者や経験者、がんを治療している家族がいる場合もあります。授業では、このようなケースにも配慮が必要であります。本市でもモデル校を選定し、児童生徒の中に小児がんの当事者や経験者、がんを治療している家族がいる場合、十分に配慮したがん教育の授業を実施する考えはないか伺います。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君）　今後の文科省や県からの指示を待って、そして研究を本市でも進めてまいりたいと思います。

以上です。

○4番（竹下日出志君）　健康づくりの応援事業「アイラリー」について質問します。

「アイラリー」は健康に対する意識の向上と健康づくりに取り組む皆さんへ検診の受診や運動をますます楽しくしていただく等を目的にしております。参加対象は二十歳以上の市民の皆さん、カードには健康づくり目標と受けた検診や参加した健康イベントの記録をつけてポイントシールをもらう簡単なポイントラリーであります。ポイントラリーの応募は市役所健康増進課アイラリー事務局宛で、平成26年12月19日必着になっていますが、現在の応募状況について伺います。

○市民生活部長（仮屋隆夫君）　お答えします。

本年度につきましては、いわゆる政策的経費ということで、6月議会に提案したことを踏まえ、年度途中からの開始になっておりまして、初年度におきましては、若干少ない状況でございます。現時点におきましては、65歳未満の方が30名、それから65歳以上の方が61名ということで合計91名の方が応募しているという状況でございます。

○4番（竹下日出志君）　ポイントラリーカードは市役所、支所、保健センターの窓口においてありますとありますが、市内の公共施設、医療機関、施設等でも配布して多くの市民の皆さんに配布することで、健康に対する意識の向上と健康づくりの取り組みにつながるとは思います。市長、いかがでし

ようか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） ただ今の質問につきましては、既に公共施設等にこのアイラリーについての応募は置いております。大体市内におきまして、59か所の公共施設等に配布しております。以上でございます。

○4番（竹下日出志君） 次に、食品ロス削減について再質問いたします。

食品ロスを減らす効果として、食品ロスが減ることにより運搬焼却のために使う化石燃料の使用量が減ります。そうすると、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を減らすことができます。食品ロスが減ることにより運搬焼却のために使う化石燃料が減り、また、焼却炉の維持管理費を減らすことができ、無駄な支出を減らすことができます。私達は輸入食品も食べています。輸入食品の食品ロスを減らすことにより、その分を食料が不足している国々にまわして、飢餓に苦しむ子どもたちを救うことができます。食品を輸入することは、現地の農地で使用した水、バーチャルウォーターを間接的に輸入することにもなります。そのため、輸入食品の食品ロスを減らすことは、現地の水を守ることにもつながります。

長野県では、食品の廃棄を減らそうと、「食べ残しを減らそう県民運動」を行っております。もったいないの気持ちを、食べ物への感謝のこころを大切にして、残さず食べる習慣を持ちましょう。食べ残しを減らして生ゴミを減らそう。生ゴミを減らすために、私達のできる行動として、家庭で作りすぎない、家族が食べる分量を把握する、野菜の皮など今まで捨てていたものを使って料理してみる、食べ残したものを使って他の料理につくりかえる工夫をしてみる、家庭で買いすぎない、買い物に行く前に冷蔵庫の中身をチェック、必要なものを必要なだけ買う、食べずに捨てることのないように、日ごろから賞味期限などをチェックする、バラ売り、量り売りを利用して適量を買う。外食する時は、頼みすぎない、食べ残さないように注文しよう、ご飯を少なくしてください、アレルギーの出る食材は入っていませんか、小盛りメニューはありませんか、これはプラチナメニューでもあります。食べ残してしまったら、持ち帰りのできるものはどれですかなどとお店の人に聞いてみる、持ち帰りの際は持ち帰ってよいもの、消費期限、持ち帰り後の管理方法などをお店に確認し、持ち帰った後の管理は自己判断、自己責任で行い、食中毒などが発生しないように努めましょう。大人の皆さん宴会での席でも幹事さんの工夫ひとつで食べ残しは減ります。お店を予約するときに、出席者の性別年齢層などを伝え、適量を注文する。宴会の始めと終わりは席を立たずにしっかり食べる時間をつくる。幹事さんから食べ残しのないように参加者に呼び掛ける。食べ残してしまったら持ち帰りできるものはどれですかなどお店の人に聞いてみる。以上のように「宴会食べ切りキャンペーン」や長野県内各地の食べ残しを減らそう協力店がこの取り組みに参加しております。

そこで市長に伺います。食べ残しを減らそう始良市市民運動として、特に食べ残しの多いと思われる宴会での食べ残しを減らすための取り組みとして、市内の飲食店の皆さんへ食べ残しを減らそう協力店募集チラシや協力店ステッカーを作成することで食品ロス削減運動を実施する考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） 宴会の席で、入りますと、つい焼酎のほうに手が行きまして、食材に手を出さない、特に男の方多いようであります。最近の宴会等では、閉会10分前、15分前に呼びかけて、まず

残りを食べて、そして閉会するように呼びかける会もあるようであります。

そういうことから、まず、食べ残しがどうして出るかということを考えますと、やはりいただく、命をいただくという観念が希薄になっているのではないかとこのように思います。例えば、米一粒といえども、つくっておられる方は大変な苦勞でつくられるわけでありまして。また、魚を含め、肉を食べる場合に、やはり、屠場でその尊い命をいただく、処理されるわけでありまして、そのようなことも学ぶことによって、命をいただくとはどういうことかということも学ぶことも大切ではないか、そのことによって、もったいない、残してはいけないんだという観念も芽生えるのではないかと思いますので、それらのいろいろなことを含めまして、そのような声かけ運動といえますか、そのことの必要性は感じているところでございます。

○4番（竹下日出志君） 3点目の園児対象の環境教育の実施については、了解いたしました。

始良市生活学校連絡会では、全国の生活学校と連携しながら平成26年度から28年度にかけて、食品ロス削減を減らしていこうという事業を計画しておられます。生活者に食品ロスについての理解と家庭からの削減に取り組んでもらうために、食べ物にもったいないをもう一度、食品ロス削減運動ステッカーを始良市生活学校連絡会と始良市衛生協会で作成しております。市長、このようなステッカーを作成されております。NO-FOODLOSSプロジェクトのロゴマーク、名前はろすのん、男の子であります。食品ロスをなくす（NON）という意味から命名しております。ろすのんに込めたメッセージとして、真ん中の赤い丸はお皿をイメージし、食品ロス問題を訴える、下の2本線は箸をイメージし、右目の涙はもったいない感情を表現、ろすのんのプロフィールは語尾にのんがつく。好物は刺身のつま、パセリ、好きな言葉は「残りものには福がある」、そんな力で僕のことを広めてほしいのん、これからもよろしくのん、語りかけています。真ん中には始良市イメージキャラクターくすみんが、捨てず、残さず、使い切る。忘れないで、お出かけ前に、在庫のチェック、との内容になっております。冷蔵庫に貼れるシールにもなっております。

そこで、本市の全世帯に食品ロス削減運動ステッカー、冷蔵庫に貼れるこのステッカーを市民の皆さんに、食品ロスについて理解と、家庭からの削減するために配布する考えはないか伺います。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

このくすみんとろすのんが入ったこのステッカーでございますが、これは市長答弁でもございましたように、始良市の生活学校連絡会とそれから衛生協会が補助を出して作成したものであります。

市のほうでは作成しておらず、この団体で作成しておりますが、作成の配布方法としては、今のところ各種イベントやそれから出前講座そういった市民のイベント等で配布をしていきたいというふうに考えておるので、その辺は側面からまた支えて、応援していきたいと思っております。

以上です。

○4番（竹下日出志君） 始良市生活学校連絡会では、もったいないをもう一度として、食べ物をつくってくれた人、運んでくれた人達への感謝の気持ち、資源の大切さ、もったいないの心も食育の柱です。何よりも一人一人の実践を、捨てず、残さず使い切ることを通して食品ロス削減と生ゴミ減量を目指して出前講座と啓発運動を計画しておられます。

最後に市長に伺います。本市でも、生活学校連絡会と連携を図り、食品ロス削減と生ゴミ減量を実

践するため、出前講座等を実施する考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） この食品ロスの削減の方法として、大変有効な方法だというふうに思いますので、今後、どのような形で連携がとれるか協議してまいりたいというふうに思います。

○議長（湯之原一郎君） これで竹下日出志議員の一般質問は終わります。

○議長（湯之原一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は、11月28日午前9時から開きます。

（午後2時24分散会）